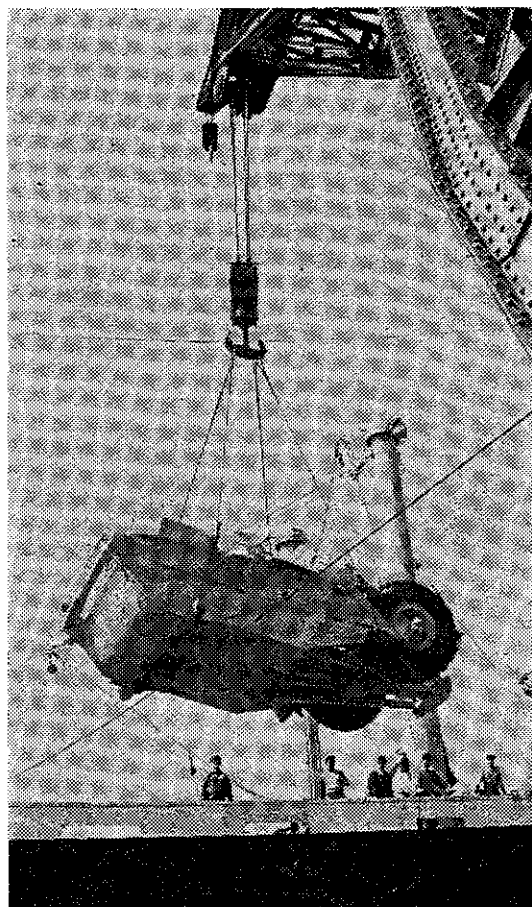


第 7 章

事業の進展(2)



輸入機械の陸揚げ（名古屋港）

第1節 開墾事業

概要

公団が実施する開墾事業は、山林原野の開拓適地 3,000ha 余のうち2,740haを耕地化し、主として畑地（一部水田）にしようとするものであった。これは既墾地を含め畑地かんがいを中心とする農業水利の開発とともに用水事業の大きな特色の一つである。受益地区内の開拓計画は一般開拓地と同じように、農地法に基づいて国が買収した未墾地について行なわれ、土地利用計画ならびに土地配分計画の樹立、入植者の選考・売渡、営農資金の貸付・指導などは、国・県の開拓行政のわく内で進められた。

公団が行なった開墾工事は、愛知県の樹立した地区開拓計画に基づく建設工事・付帯工事・開墾作業などで、これまで行なわれていた一般の開拓地では、国営または代行開墾(県営)で実施する建設工事と開墾補助工事(団体営)とは別個に実施されていたが、この開墾工事の場合には、一般農地に対するかんがい施設と同じように、開墾作業・道路・排水路・末端用水路工事が一貫して同時に施工された。

しかし、開墾計画地は特定の地域に集中していないで、各地域に散在し、しかもその規模は大小区々である。このため、その工事をすべて公団が直轄施工することは、工期ならびに組織のうえで困難と考えられた。この結果、支線水路工事と同じように、工事の一部を愛知県に委託して施工した。前に述べた計画面積2,740haのうち、実際に開墾した面積は表7-1に示すとおり1,211.4haであるが、公団が直轄施工した地区は、比較的面積規模の大きい小牧市大草・池之内地区など6地区590haで、その他小牧市年上坂地区・半田市板山地区など9地区、計621haについては、愛知県が委託を受けて実施した。

事業の進展 (2)

表7-1 開墾面積の推移経過 (単位: ha)

| 区 分 | 事業実施計画 | | | 変更実施計画 | | |
|------|--------|-------|-------|--------|---------|---------|
| | 開 田 | 開 畑 | 計 | 開 田 | 開 畑 | 計 |
| 農地造成 | 269 | 2,856 | 3,125 | 187.4 | 1,024.0 | 1,211.4 |
| 農地改良 | — | — | 4,756 | — | — | — |

事業実施計画 昭和32年6月
 変更実施計画 昭和36年2月

開墾地の選定 (1) まず、事業計画地域内において、開墾によってあらたに
 —諸法令との調整— 受益地として農地を造成できると考えられる地域を5,000分の1地形図によって調査のうえ、その面積はおおむね7,000haと策定された。つぎにこの図上調査によつて選定した地域を現地において確認するため全地域にわたり現地調査をした結果、図上においては山林原野であってもすでに宅地化あるいは農地になっていたり、または傾斜度および土質不良のため開墾には不適當で、予定地から除外しなければならないものもあり、面積は5,000ha程度に縮小された。

なお、現地調査によって選定された5,000haの地域について、防災および砂防法・森林法など他法令の規制を受ける地域を除外するため、林務課・治山課・砂防課と協議した結果、造林臨時措置法による規制地域、森林法・砂防法・都市計画法などによる規制地域が開墾予定地内に相当数含まれていることが判明したので、関係機関の協力を求め再度調査し、開墾予定地として認定するものと従来どおり砂防指定地などの用途に供するものを区分した。この場合、森林法・砂防法のようにその取扱方法が定められているものは別として、自然公園法のように、用水事業計画の決定と相前後して制定された法律の規制措置は、事業計画が法律施行前に作成されているという解釈で法律規制はないものとする取扱いを行政的な措置によって決定された。しかし、反対に造林臨時措置法・森林法および自作農創設特別措置法のように、すでにその法律の規制規定のみが有効で、法律施行の目的が終了している場

合の措置については、農林省の指示によらなければならないが、愛知用水事業が画期的な大事業であり、事業の円滑な進ちょくをはかるため国および県としても、重点的に処理する方針をたて、つぎのように決定した。

1 造林臨時措置法は昭和25年7月1日施行され、敗戦後乱伐された山林を急速に造林するため、5カ年の期限を付して制定された特別法であるが、この法律によって造林された土地は、開拓適地としては選定してはならないという、農地法上の規定によって、開拓地とすることが不可能な土地となっているが、その土地を開墾地に編入しなければ、愛知用水事業の経済効果に重大なる支障を生じ、場合によっては愛知用水事業の成否を握るかぎでもあった。しかし、このような場合の処置はぜんぜん規定されていない法律である。したがって、この替え地については県において決定できない事情にあるので、農林省の指示によって開拓地編入の可否を決定することとし、同省に協議した。しかし、同省においては、農地局と林野庁の意見が対立し、その決定がなかなかできなかつた。

県としては、当該土地が開拓地に編入され、愛知用水事業が予定どおり完成されることを希望する旨を農林省に要望し、特別に開拓地編入が認められた。

2 森林法に規定されている保安林については、県の方針決定により、それぞれ森林法の規定にしたがって手続をとることにより、開拓地編入は承認された。しかし、その具体的な土地の処理については、林野庁と県との意見調整のため、県の方針を確認するとともに、林野庁係官による現地調査が行なわれ、工事の施工についても、設計上防災対策が重要視され、とくに災害の発生を防止するための措置がとられた。

3 自作農創設特別措置法第31条「開拓適地選定基準」によれば、土地の傾斜が15度以内を可能地として選定するよう規定されているが、県において選定された開拓適地は、機械力の導入によって土地の傾斜は20度までを開拓可能とされているので、このまま実施することができなかつた。しかし、特

事業の進展 (2)

別の場合は農林省から「例外の容認」を受けることにより、特例を設けることができるため、用水事業に伴う開拓地も、この手続きにより事業を実施することとし、傾斜20度までの土地が開拓可能地として選定された。

開墾地の選定 (2) 昭和29年から開拓適地調査を実施したが、前に述べたと
—経済的・社会的検討— おり各種の手續および協議の結果、3,166haの開拓予定地を選定することができたが、新しい開拓地が受益地となり得るか否かということは、経済的・社会的な問題であった。

開拓適地調査に当たっては、受益地の決定が優先しなければならないが、受益地の決定には多数の農民の意志を反映しなければならない。しかし、その任にあたる愛知用水土地改良区に期待することは、当時の土地改良区の実情からは不可能に近いと、県としては独自の立場に立ってその決断をせまられることになった。県においては幸い支線水路の大部分を公団の委託を受けて工事を実施することになったので、県独自の考えで開拓地の選定方針を決定した。

その基本となるものは、将来必ず愛知用水の水を利用できる土地を選ぶこと、しかもその受益負担が経済的に十分成り立つことが必要である。このため、つぎの基準により調査を進めた。

- 1 開発して農地とする土地は、開拓適地選定基準により選定された土地とする。
- 2 標高については水路の計画水面標高より低位部のものについて選定する。ただし、ポンプ揚水は揚程15m以内で、かつ、かんがい可能面積5ha以上の集団地のみとする。
- 3 開墾工事は機械の導入を前提としているので適地の選定については、この点も重視し、とくに局部的な不適地であっても機械導入により開発可能とみなされる土地については適地とする。たとえば、急傾斜地であっても、その傾斜をなす山頂の切均しによって、緩傾斜地となし得る場合、あるいは表土が砂土、または礫などで不適地であっても、機械力により切取り除去の可能な場合は適地とみなす。もちろん機械力による場合においても経済効果を見捨てることはできない。
- 4 つぎのような事項に該当する団地または地区は計画から除外する。
 - (1) 受益面積が少なく、支線水路延長が長く、経済的でない団地
 - (2) 水源かん養林・土砂防止林として存置せねばならぬ団地

- (3) 都市計画地区
- (4) 緑地公園地区
- (5) 神社、仏閣、墓地など公共的地域
- (6) 宅地近傍の防風、風致林
- (7) 保護鳥の生息地区（知多郡美浜町）

現地調査と並行して、地区開拓計画が立案されたが、これは農林省農地局通達「地区開拓計画樹立の基本要領に関する件」（24年9月30日農地第886号）により示されたつぎの方針により計画された。

① 開拓の目的は、農業生産の用に供する方が経済的に見て一層有利な土地は、農業生産に振向けて日本経済の復興に資することにあるのであるから、地区の自然的・社会的条件に従って、この土地を合理的かつ最高度に利用し、食糧およびその他の農産物の生産を増加しなければならない。

② 農耕地とすべき土地は適当な保全方法を行なって、水食および風食を蒙らないように保護されねばならないのは勿論であるが、地区全体のみならず、地区外に及ぼす影響をも考慮して、必要ある場合には効果的な保全施設を計画しなければならない。

③ その地区の開拓に必要な欠くことのできない施設で、技術的経済的に入植者自身では実施の困難な施設は必要最少限度において、これを計画しなければならない。

④ 地元農家の経営を安定化し、開拓事業を経済的に実施するため、地元農家の増反用地として開拓する方が適当な土地は、優先的にこれを増反地とし、なお土地に余裕がある場合には新規に入植者を入れて安定した経営が行ない得るような計画を立てなければならない。

未墾地の 未墾地の買収については、農地法に規定された諸手続きに買収・売渡したがって、現地調査のたびごとに、愛知県開拓審議会へ「買収して開墾することの適否」について諮問した。その結果、適当であるとして答申があったものについては、その土地の区域・所在および利用予定の概要を定め、市町村農業委員会に通知するとともに、農地法により公告縦覧を行なった。

買収に当たっては、諸帳簿の作成と、地主・関係行政機関および利害関係者の意見調整など幾多の手続きを必要としたが、これらに関しては、買収こん談会を開いて意見の調整を行なうとともに、愛知用水事業の内容ならびに工事期間、完成後の水利用計画などについても説明して事業の趣旨徹底に努

事業の進展 (2)

めた。しかし、一部の地域については地元関係者の十分な納得が得られない面もあったが、調整ができしだい事務手続が進められた。公告縦覧された計画に対し、異議申し立てが提出されたこともある。たとえば阿久比町（知多郡）から買収対象地域が防風林であるため開墾されると既耕地、とくに果樹園に対しての被害があるという申し立てがあった。これについては再度、地元と話し合い、意見調整を行なった結果取り下げられた。

買収登記事務については、迅速な完了を期したが、予定どおり進まず、33年度～35年度となった。これはつぎのような理由による。すなわち、土地の所在・地目・面積、立木については樹種・樹令・数量、工作物の場合その種類・場所あるいは対象となる土地に設定してある複雑な権利（抵当権など）に関しても調査しなければならなかったからである。

工事の完了とともに売渡し事務に入ったが、売渡し方針としては、農地法による買収・売渡しであるため、国有農地として取り扱われ、地主のその土地に対する権利は当然なくなるのであるが、買収時の方針であった地主に不当な経済的損害を与えないなどの方針にしたがって売渡し相手方を選考し、入植者または増反者を決定することとした。

売渡しの時期にはすでに工事も相当進行しており、とくに牧尾ダム建設による水没者をはじめ、用水事業の犠牲者のうち将来とも農業に従事する意志のある農家は、これらの開墾地に入植させる方針を決定し、その対象地区として篠岡第2地区（小牧市）、緑ヶ丘第2地区（三好町）の2地区が選ばれた。

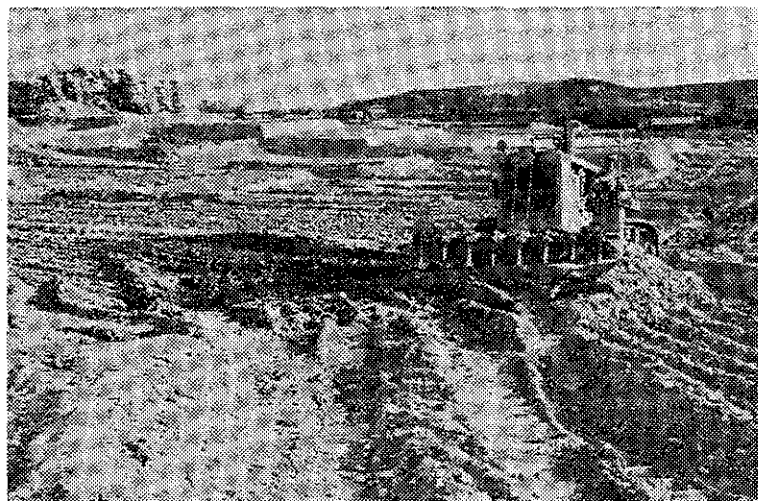
このような方針に基づいて売渡しが進められ、その手続きは農地法にも規定されているとおり、買受希望者は市町村長を経由して、買受予約申込書を提出し、売渡し予約をうけたものは、市町村の農業委員会を経由し、知事に進達の上、売渡しを受けた。

開墾工事

従来、実施されてきた小規模な開墾工事と異なり、本工事は傾斜の大きな未墾地を大型機械を用いて開拓の上、集団化された畑地かんがい地区を建設しようとする大規模な開墾工事である。世

銀メモランダムの中でも「この事業に関しては少なくとも1～2人の外人専門家の援助を受けることが望ましい。」と述べられているほどである。

33年5月、畑地かんがいを前提とした機械開墾方式実験のため、法務省から所管換を受けた三好町刑務所農場（のちに緑ヶ丘第2地区と名づけられた）の開墾工事に着手した。これには公団および県の開墾と機械関係の技術



ブルドーザーによる開墾作業 (阿久比町板山)

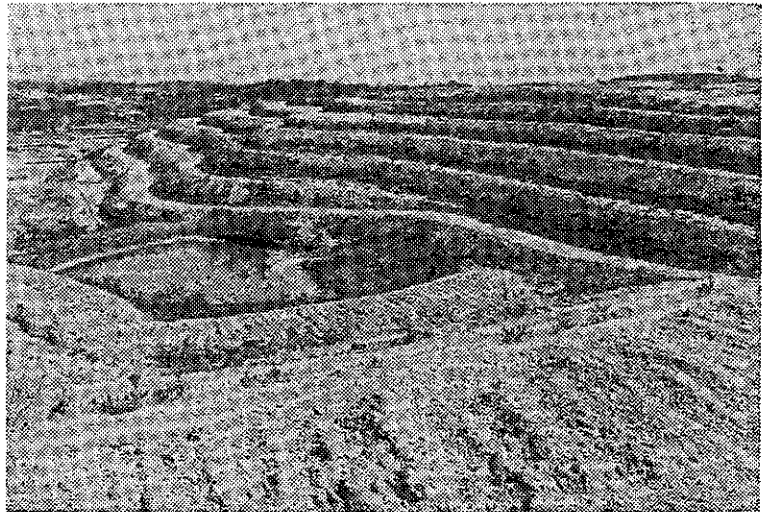
者のほか、米国ユタ州立大学教授ビショップなども加わって、各種の検討がなされた。

この結果のほか、内外にわたる研究報告が参考にされ、畑地かんがい方式の大綱を定め、機械開墾の設計基準・歩掛りなどが決定された。その工事には、道路・排水路・飲料水施設などの建設、付帯工事ならびに開田・開畑・耕作道路・末端用水施設などの開墾作業が含まれていた。

開墾作業については、受益地域内の開墾可能な土地は、戦後その大半が開拓され、残ったのは比較的立地条件の悪い山林であり、とくに傾斜度はすでに触れたように、20度までを適地として選定したため、開墾後における土壌流出の防止を考慮して、おもにコンターテラス方式が採用された。これは現地の等高線に沿って比較的幅の狭い階段畑を造成するものであるが、作業は実際には区画の大小によって能率が大きく左右されるので、能率的に施工するため、1区画の面積を約10aとして、下段より順次基盤を造成してゆく方法がとられ、移動土量が大きな地区は15トン級のブルドーザーが、少ない地区には10トン級のものが使用された。

事業の進展 (2)

なお、地区内外に通ずる道路、排水路ならびに飲料水施設は、それぞれの地区の受益規模に応じて建設工事および付帯工事として実施されることになり、工事の実施も開墾作業の区分と同様、地区別分担にしたがって行な



開墾された階段畑

(半田市板山)

われた。とくに在来河川と結ばれていない開拓地区にあって、もっとも大きな悩みとなったことは地区内排水の流末処理の問題であった。

また、開墾工事の実施によって地区内からの地表水の流出状況が大幅に変化したため、これらに接続する排水路の多くは、新しい流域条件に適合するよう改修しなければならなかった。小牧地区などのような大規模開墾地区においては、既存の河川に連絡する排水路が新設された。しかし、下流部既耕地内に排水路をもたない小規模な開墾地区にあっては、地区内排水路によって集められた地表水を、草生水路とか、グリーンベルトによって沈澱濾過^{でんろ}し、これらを再度少量ずつに分散させて、既耕地内に流下させるなど苦肉の策がとられた。

さらにこの開墾は、畑地かんがいを前提としたものであることは前に述べたとおりで、これらの用水施設のうち末端支配面積5haまでの部分については、既耕地・開墾地の区別なく、別途支線水路事業として工事が進められてきたが、5ha未満の末端施設については、開墾工事として施工された。末端用水施設として施工されたおもなものは、支線水路末の分水榭から地区内に導水するための管水路工と、これから取水するための給水栓施設であった。

開墾地のうち、周辺既耕地の耕地整備事業と、一括施工できたものとか、

支線水路からとび離れて開かれた小団地などのように、施設の効率の低い箇所については、かんがい計画から除外したため、開墾面積1,211.4haに対して、1,081.1haがかんがい対象面積となった。

事業実施計画の進展に伴って、当初予定されていた計画の変更 3,125haの農地造成と、4,756haの農地改良計画を大幅に変更する必要が生じてきた。これはその後引きつづいて進められてきた実情調査の結果、事業規模とか地区内事情などにおいて、実情にそわない点があったためである。その結果、36年2月に行なわれた事業実施計画の変更段階で表7-2のように改められた。

表7-2 開墾工事面積

| 区 分 | | 全 体 | | 公団施工分 | | 県施工分 | | |
|------------------|------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|--------------|---------------|------|
| | | 数 量 | 割 合 | 数 量 | 割 合 | 数 量 | 割 合 | |
| | | (ha) | (%) | (ha) | (%) | (ha) | (%) | |
| 開 墾 面 積 | 開 田 | 187.4 | 15.5 | 78.2 | 13.2 | 109.2 | 17.6 | |
| | 開 墾 段 階 | 山 成 畑 | 562.8 | 46.5 | 351.6 | 59.6 | 211.2 | 34.0 |
| | | コ ン タ ー | (-) | (-) | 71.5 | 12.1 | (-) | (-) |
| | 畑 | ベ ン チ | (-) | (-) | 89.0 | 15.1 | (-) | (-) |
| | | 畑 計 | 461.2 | 38.0 | 160.5 | 27.2 | 300.7 | 48.4 |
| | 畑 計 | 1,024.0 | 84.5 | 512.1 | 86.8 | 511.9 | 82.4 | |
| 田 畑 計 | | 1,211.4 | 100.0 | 590.3 | 100.0 | 621.1 | 100.0 | |
| 耕 作 道 路 | | m 226,998 | m/ha 187.4 | m 93,018 | m/ha 157.6 | m 133,980 | m/ha 215.7 | |
| 排 水 路 そ の 他 | | 21,455 | 17.7 | 2,180 | 3.7 | 19,275 | 31.0 | |

なお、開墾工事において、実施された実績は表7-3、表7-4、表7-5のとおりである。

事業の進展 (2)

表7-3

地区別開墾工事面積

(単位: ha)

| 地区名 | 開墾工事面積 | | |
|-------|--------|-------|---------|
| | 入植 | 増反 | 計 |
| 小牧 | 79.7 | 166.1 | 245.8 |
| 緑ヶ丘第2 | 14.3 | 11.3 | 25.6 |
| 三好 | 33.4 | 134.9 | 168.3 |
| 東浦 | 30.3 | 130.5 | 160.8 |
| 阿久比 | 42.5 | 161.0 | 203.5 |
| 常滑 | 3.2 | 70.0 | 73.2 |
| 高岡 | 3.1 | 7.4 | 10.5 |
| 刈谷 | — | 5.6 | 5.6 |
| 豊明 | 9.5 | 36.1 | 45.6 |
| 大府 | — | 26.0 | 26.0 |
| 半田 | 29.4 | 45.2 | 74.6 |
| 知多 | — | 40.7 | 40.7 |
| 美浜 | 24.8 | 98.9 | 123.7 |
| 内海 | — | 7.5 | 7.5 |
| 計 | 270.2 | 941.2 | 1,211.4 |

表7-4

建設工事

| 区分 | 総量 | 公団施工 | 県施工 |
|-------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 建設工事 | | | |
| 道路 | 21,262 ^m | 11,847 ^m | 9,415 ^m |
| 排水路 | 2,524 ^m | — | 2,524 ^m |
| 飲料水施設 | 1カ所 | — | 1カ所 |
| 付帯工事 | | | |
| 道路 | 46,425 ^m | 26,130 ^m | 20,295 ^m |
| 排水路 | 3,118 ^m | 1,978 ^m | 1,140 ^m |
| 飲料水施設 | 2カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| 開墾作業 | | | |
| 開田 | 187.4 ^{ha} | 78.2 ^{ha} | 109.2 ^{ha} |
| 開畑 | 1,024.0 ^{ha} | 512.1 ^{ha} | 511.9 ^{ha} |
| 計 | 1,211.4 | 590.3 | 621.1 |

県施工付帯工事の飲料水施設は、同建設工事の末端分で、カ所数は重複する

表7-5

用水施設工事実績

| 区 分 | 全 体 | 公 団 施 工 | 県 施 工 |
|--------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| かんがい面積 | 1,018.1 ^{ha} | 496.1 ^{ha} | 552.0 ^{ha} |
| 水路 | 180,804 ^m | 83,813 ^m | 96,991 ^m |
| 取水構造 | 563 ^{カ所} | 299 ^{カ所} | 264 ^{カ所} |
| 給水構造 | 4,083 [〃] | 2,247 [〃] | 1,836 [〃] |

第2節 耕地整備事業

事業要綱と 愛知用水事業では、国営・県営・団体営級などの幹線水路
 実施体制 から最末端水路までの事業を一貫して施工しようとする新ら
 しい方法で実施することとなったので、農業開発の主要課題である畑地の整
 備も、他の工事が終ると同時にかんがいできるように実施する方針が決定さ
 れた。この結果予算面では、このような団体営補助事業に相当する畑地の末
 端事業を実施するための事業資金として、約7億円が計上され、これに対す
 る国庫補助金も事業費の30%相当額が見込まれた。しかし、この末端畑地の
 耕地整備事業について

は、公団法では公団本
 来の業務の範囲から除
 外されている。したが
 って、この事業をどの
 ように取り扱うかにつ
 いて公団の発足後いろ
 いろと検討された結果、
 34年3月14日、農地局
 長から「用水事業に係



作業中の耕地整備

(阿久比町板山)

事業の進展 (2)

る耕地整備事業については、公団法第18条第1号の委託を受けて農地の改良または造成の工事を行なうこと」に基づいて、耕地整備事業を行なう土地改良区などの団体から事業の委託を受けてから公団が施工するとの要旨の通達があり、さらに事業の実施に当たっての要領が示された。その内容はつぎのとおりである。

1 補助事業について

(1) 補助対象の範囲

- ① 事業の種類は、原則として畑地の区画整理（以下「事業」という）であること
- ② 事業は土地改良法による手続きを終了したものであること
- ③ 事業の主体は土地改良法に規定するものであること
- ④ 当該事業の受益面積は、1団地おおむね50ha以上であること。ただし、山間部または地形上必要な地区にあっては20ha以上であっても差しつかえない
- ⑤ 当該事業の内容が、愛知用水事業の畑地かんがい地域における水路より末端畑地への引水を可能ならしめるための諸施設を含み、かつ、その水路よりの配水を効率的ならしめるよう計画されたものであること
- ⑥ 当該事業の審査および経済効果の測定については、別途通達する。

(2) 補助金の交付手続きについては、土地改良事業補助金交付要綱（31農地第3966号）に基づいて行なうものとする。ただし、同要綱に基づく諸申請、報告書などについては、貴県内の他の一般団体営事業と区別して提出すること。

(3) その他

- ① 事業主体より県への補助金交付申請書は公団を經由し、当該申請事業と愛知用水事業との関連性についての同公団の意見書を添付せしめるものとする
- ② 事業主体は、事業の実施を公団に委託するよう措置するものとする（公団法第18条第2項参照）

2 融資事業について

愛知用水事業の受益地における農地の改良または造成に係る事業のうち国の直接または間接の補助の対象とならないものについては、非補助土地改良助成措置融資要綱第2の1の(2)（33農地第3814号）により、利子軽減対象事業として取扱うものとする。

しかし、現実には公団の業務の遂行だけでもぼう大な事業量であることから到底耕地整備事業まで委託を受けて施工することは困難な状況にあった。このため公団総裁は事業実施に当たっての通達「公団は当該事業の内容如何によっては必要に応じて地元事業実施主体に工事を再委託して差しつかえな

い」に基づき、公団と本事業の事業主体である愛知用土地改良区および可児土地改良区との間に再委託協定を締結し、それぞれの土地改良区が同事業を実施することになった。

また、同事業の実施要領では、一般の団体営事業と同様な方式で実施することになり、事業実施に関する指導・監督の責任は岐阜・愛知両県が国に対して負うことになった。前にも述べたように土地改良区が再委託を受けて本事業を実施することになったが、この場合一般の団体営補助事業のように事業資金のうち国庫補助金を除く地元負担金を、直接受益農家より徴収金と農林漁業金融公庫からの借入額により調達する必要がなく、公団に事業資金として政府から財政投融资金が予算化されているので、この資金を財源にして事業が実施された。一方、この事業に対する国庫補助金（本事業に対する補助率30%）は、一般団体営事業と同様、事業主体は公団の意見書を添付し、県を經由して農林大臣に補助金交付申請を行ない、県から事業主体が補助金の交付を受け、ただちに公団に返還（現実には公団が代理受領した。）する方式を採ることになった。

本事業の補助採択の範囲は、一般の団体営事業とほとんど同様であるが、つぎの点がいくらか異なっている。すなわち、事業の種類は原則として畑地の区画整理と、畑地かんがい地域の末端水路であることなどである。しかし、畑地の区画整理は交換分合などがあって短期間に実施することはなかなか困難であることから、実施要領の畑地かんがい地域における水路から末端畑地への引水を可能ならしめる諸施設という項を適用して、末端5ha以下の用水施設のみの事業も含めて実施した。

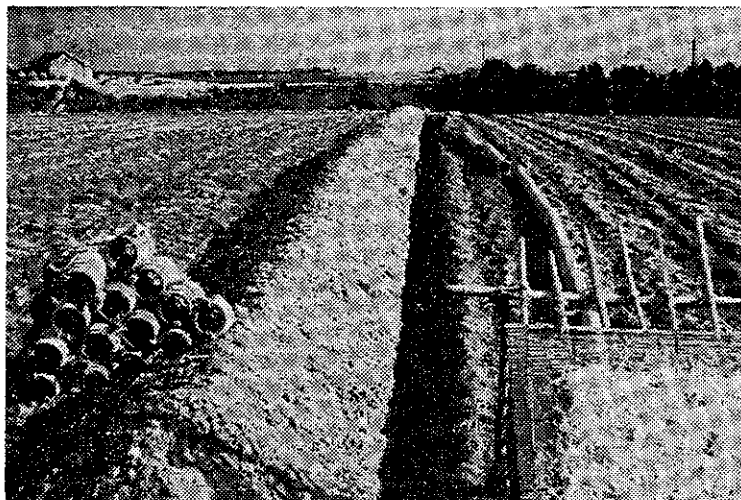
事業実施体制と 末端事業の耕地整備事業（末端5ha以下の用水施設・区画整理・農道・排水路などを含む。）ならびに非補助土地改良事業の**その進ちよく** 実施要領に基づき、34年9月1日、県はこの事業推進に当たっての間接補助事務および指導・監督を行なうため、農地部愛知用水課に指導係を、各関係農地開発事務所（一宮・名古屋・豊田および半田）にも指導係を置き（総数17人）

事業の進展 (2)

その指導事務に着手した。農林省愛知用水公団監理官室および名古屋農地事務局と計画書・設計書などの様式について細部の打合せをするとともに、末端畑地かんがい計画ならびに単価表・用水施設その他の構造物設計図などの作成を行なった。

愛知用地土地改良区は、県の指導のもとに34年8月20日、板山工区（知多郡阿久比町）の計画測量・設計に着手したのを始め、事業推進のため事業予定地区の地元農民に対し、事業推進の啓もうに入った。そして34年9月、県における指導係の新設に伴い、34年10月、同土地改良区は、技術職員を大幅（28人）に増員し、着々と事業の推進に当たって体制を整えた。

このようにして、事業に着手したが、畑団地は広大な地域にわたって存在しており、地元農民も負担金支払いの目安がつかないため、なかなか事業実施に踏み切れず、そのため着工予定地区の決定が遅れた。このような状



埋管工事の状況

況では、35年度までに7億円に近い事業量を消化することは到底困難であると認められたので、県・土地改良区は一体となって地元へのPRに昼夜を問わず当たった。1事業地区に十数回も説明会を実施したこともあったが、容易に進ちょくのきざしは見えず、35年度までに1,000～1,500ha程度で終るのではないかという状態であった。

しかし熱心な啓もうの結果、板山工区に次いで中川工区（愛知郡豊明町）が、続いて他の農地開発事務所管内で1～3地区の希望がまとまり、時期を失することなくただちに県と土地改良区とが班を構成して現地の計画測量に入っ

た。そして計画書（実施設計書も同時作成）の完成した地区から名古屋農地事務局の審査を受け、合格したものは、同事務局を通じ農林大臣に諸手続きをとって工事に着手した。このようにして34年度には770haの工事を完了し、翌35年度は最終年度であるので、同土地改良区は技術職員を35年度には32人に増員したが、なお予定量を消化するには不足するので、さらに県農地開発事務所の指導係の増員（総数23人）を行ない、地元の啓もうを始め測量・計画・設計ならびに施工の応援を行ない、事業遂行に専念した。その結果、35年度新規希望地区数は40地区、事業量3,231haとなり、事業費が公団の本事業に対する事業資金を上回るという結果となった。この結果、事業資金を超過した分の工事を消化するため、公団や名古屋農地事務局と打合わせ、県の指導・監督に要する経費（地方事務費）を削減して、これに対する地方事務費補助金分を事業費（工事費）に流用したり、なおそれでも採択できない分は、単独県費補助事業で補助をする方法を探った。

このようにして、用水事業に係る末端事業（補助事業）を実施したのであるが、その結果、公団資金の範囲内でできあがった事業量は約3,736ha、事業費総額約7億円であった。

一方、可児土地改良区は、34年から耕地整備の委託に関する基本協定に基づき、事業費の全額を公団から供給を受けて施工した。施工面積は約187haで、期間は34・35年の2カ年の予定であった。しかし、34年度は各工区とも冬作物の作付をしていたため、全面着工ができないので、おもに調査に従事し、35年度に各工区とも工事に着工して36年度に完成した。

特 色 愛知用水耕地整備事業地区には、つぎのような大きな特色がみられる。

- 1 丘陵地・階段畑が受益面積の大部分をしめている。
- 2 末端5ha以上の用水路は、公団および県で施工された。
- 3 畑地に供給される水量および5ha以上の用水路の通水能力は、すでに決定されている。

事業の進展 (2)

4 農業用水専用の支線水路は水田補給水と畑地かんがい用水が合流供給される。

このような特色から、本事業で実施した末端5ha以下の畑地かんがい用水施設の計画・設計に当たって、県はつぎのような設計指導方針を採った。

(1) 中川工区(愛知郡豊明町)と高岡工区(西加茂郡三好町)の2地区で行なわれたように、土性から技術的に散水かんがい方式をとるべきところや地元農家が散水かんがいを希望する場合には、散水かんがいのできるように、支線水路に固定式加圧ポンプを設置する。

(2) 前項の場合以外
はつぎの方式による。
支線水路の水位を十分活用し、本事業により施工する末端畑地かんがい用水路は原則として、閉そく式管水路方式を採用する。



アングルバルブによるスプリンクラーかんがい

この方式によって用水路を設けて置けば、

10~30m程度の水圧を活用できる地区が相当あり、低圧式および中間圧式スプリンクラーあるいは噴射管(パーフォレインパイプ)で散水可能である。

(3) 用水管路中の給水栓は、可搬ポンプを利用して加圧散水かんがいを実施する場合ならびに地表管を利用して、うね間かんがいを実施する場合にも利用しやすい構造とした。

(4) 1つの畑地かんがいローテーションブロックの面積は、供給水量、支線の通水能力およびブロック内畑地の所有農家戸数(愛知用水受益地域内では、10ha当たり平均30戸程度の農家が所有している。)水管理などを、総合的に考えて決定するが、原則として9.6~10.8haあるいはその半分の4.8~5.4haの

範囲で決めた。

このようにして決定した畑地かんがいローテーションブロック内の末端用水路の通水能力は、ブロック面積 5.4ha 以下では、一律に最末端まで毎秒 5ℓ を通水する能力をもたせる。これ以上のブロック面積の場合には、一律に最末端まで毎秒 10ℓ を通水する能力をもたせることとした。

(5) 畑地かんがい計画では、ピーク時の日かんがい総時間は 24 時間であるが、ピーク時以外はこのようなかんがい時間をとることは、労力的にも技術的にも不可能である。したがって平時の畑地かんがいは、ピーク時と同一流量を畑地かんがいローテーションブロックに供給して、日当たり畑地かんがい時間を短縮する方法を採る。そのためには、畑地かんがいローテーションブロックに隣接し、かつ同一水系にある補給田をもつため池と組み合わせ、ため池の存在しない場合には、ファームポンド（畑地かんがい調整池）を新設するかまたは補給田（ため池掛りでない水田）と組み合わせを行なう。ため池または水田と組み合わせた場合には、水田用水との貸し借りを行ない、ピーク時と同一流量を畑地かんがいローテーションブロックに供給し、畑地かんがい日当たり時間を短縮し、畑地かんがいの残りの時間は、全部水田に切替える方式を採る。ファームポンドを設けた畑地かんがいローテーションブロックは、かんがい時間中はファームポンドに前から貯えた水を加え、ピーク時と同一流量を使って畑地かんがいローテーションブロック内の 1 日当たりのかんがいを終り、残りの時間はファームポンドに切り替え貯水するという方式を採る。ここで注意すべき点は、用水の場合当初のかんがい期間は、畑地かんがい期間が 6 月 1 日～9 月 15 日まで、水田かんがい期間が 5 月 1 日～10 月 3 日までとなっており、冬期かんがいを考えていなかったため、このような水田用水とし貸し借りにより、平時の日、畑地かんがい時間を短縮する方法を採った。

その他の土 愛知用水地域内は、土地改良事業の根幹となる用水源の確
地改良事業 保はできたが、これを受け入れる耕地の整備は一部の地区を

事業の進展 (2)

除いて、他地域に比較して遅れていた。このため水田は、愛知用水を十分活用することができなかつたきらいがあった。畑地は、前に述べたように同用水の関連事業として、耕地整備事業が施工されたが、水田の土地改良を必要とする面積は表7-6のとおりである。

表7-6 要土地改良事業種類別（昭和35年現在） （単位：ha）

| | 事業種類別 | | 面積 | 備考 |
|------------|---------------|--------|---------|---------|
| | 愛知用水 土地改良区 | 補助事業 | 水田排水 | 3,391.4 |
| 水田区画整理 | | | 2,013.0 | |
| 畑地かんがい | | | 817.0 | |
| | | 小計 | 6,221.4 | |
| 非補助事業 | | 水田排水 | 175.8 | 果樹園を含む |
| | | 畑地かんがい | 2,530.0 | |
| | | 畑開田 | 555.0 | |
| | | 開墾 | 60.0 | |
| | | 小計 | 3,320.8 | |
| | | 計 | 9,542.2 | |
| 可改良 土地区 | 補助事業 | 区画整理 | 299.0 | 一部畑を含む |
| | | 計 | 299.0 | |

愛知用水土地改良区地域内の一般土地改良事業の要改良面積は約9,500haであった。このため同土地改良区が事業主体となって28年～33年度までに事業費約2億2,000万円の事業を実施した。しかし、同土地改良区は、直接関連事業としての性格は薄く、管内の市町村あるいは地元の要請による農道事業などであった。しかし、耕地整備事業の着工された34年度以降は、愛知用水の受入れのための事業が推進された。

この地域は、従来水源が不安定であり、このため土地改良事業の後進地域とされていたが、用水事業の完成に伴い安定した水源が求められるようになり、一方、河川の汚染などの問題もあって農民の愛知用水に対する認識も

高まり、用水を水源とする土地改良事業が実施されるようになった。

はじめは、小規模な用水路(水田用・畑地かんがい用)・農道などの新設であったが、順次大規模なものとなり、最近になって区画整理事業が各所で施工されるまでになっている。三好町(西加茂郡)、東郷村および日進町(愛知郡)のように町村内全域の水田の区画整理を行なうもの、さらに東郷村のように全村の畑地まで区画整理を計画しているものもある。今後は区画整理事業の比重がもっと高まってくることが考えられる。



区画整理された水田

(西加茂郡三好町)

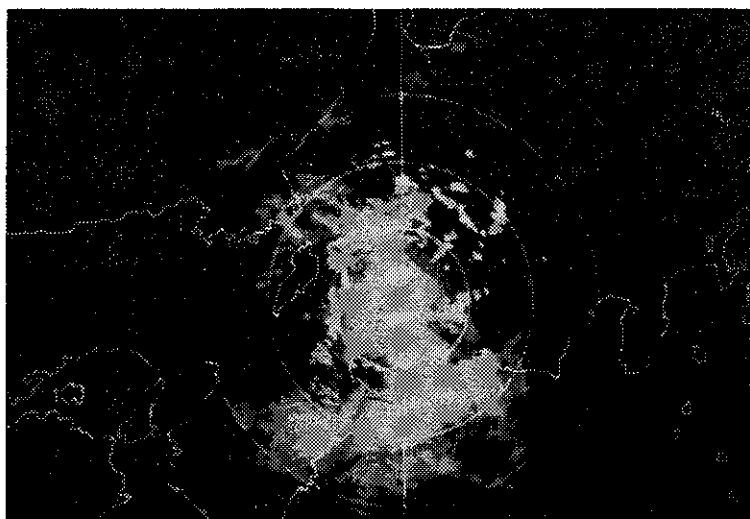
一方、可児土地改良区地域内は、受益面積487.7haのうち、要土地改良事業面積は約300haであった。このうち愛知用水関連事業として畑地を主体に約187haを施工した。35年度以降は水田を重点にして、一般団体営事業63.4ha、非補助融資事業11.8ha、農業構造改善事業(基盤整備)140.6ha計215.4haの各種の土地改良事業を施工した。

第3節 災害とその復旧

発生と 昭和36年は梅雨に入ってから雨の日が少なく、一部ではその状況 水不足も伝えられていたほどであった。6月23日、今まで影をひそめていた梅雨前線が、南方海上の熱帯性低気圧の影響により動きはじめた。しかし23日の雨量は大したことはなかった。これが24日になると梅雨前線は北上し、本州南岸沿いに停滞し、その活動も活発になり、夜半から

事業の進展 (2)

降り始めた雨は前日とはちがう強いもので、大雨の様相を呈してきた。一方、四国南方海上の弱い熱帯性低気圧の発達により、26日21時に発生した台風6号が北上し、その影響を受けて記録的な連続降雨となった。台風6号は27日夕刻に熱帯性低気圧にかわったのでその影響はうすれたが、引き続き梅雨前線の動きは活発で、伊勢湾沿岸および濃尾平野は集中豪雨となった。このため、愛知用水の幹線・支線水路が縦横に走っている知多半島周辺は、中小河川はいたるところで決壊または溢水して公共施設・住居および農地が多量の被害を受けた。



レーダー観測による梅雨前線 (昭和36.6.25.18°-57')
(名古屋地方気象台提供)

公団で調査したもよりの観測所の降雨量は表7-7のとおりである。

表7-7 各地の観測記録 (単位:mm)

| 地名 | 観測所 | 過去の記録(1位) | | 今回の記録 | |
|-----|----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| | | 最大日雨量 | 連続雨量 | 最大日雨量 | 連続雨量 |
| 牧尾 | 愛知用水公団 | 289.14 | 287.16~23 | 366.27 | 366.24~30 |
| | 堰堤事業所 | 160.90 | 471.60 | 113.50 | 415.80 |
| 犬山 | 名古屋地方気象台 | 338.25 | 201.02~5 | 366.27 | 366.24~30 |
| | 犬山観測所 | 141.00 | 404.30 | 138.00 | 472.50 |
| 諸輪 | 東海近畿 | — | — | 366.28 | 366.25~30 |
| | 農事試験場 | — | — | 157.10 | 444.40 |
| 横須賀 | 名古屋地方気象台 | 249.22 | 201.02~10 | 366.28 | 366.24~30 |
| | 横須賀観測所 | 136.40 | 354.20 | 136.70 | 560.70 |

公団はもよりの観測所の降雨量が(a)1時間雨量50mm以上(b)日雨量130mm以上のいずれかの場合に被害が発生したときはこれを「災害」と認めている

この記録的な降雨により6月26日の通水式を直前にして、完成直後の公団施設は全地域にわたり相当な被害を受けたが、とくに下流部における南部丘陵地帯が大であった。このように被害が下流部に集中したことは、記録的な降雨量によることはもちろんであるが、施設の多くが砂質土を主体とした材料を切り盛りして築造されていること、各工種とも上流部に比し工期的に完成後日なお浅く、安定度が進んでいなかったことなどが被害発生を大きくした要因と考えられる。

しかし、水路組織全体からみると、余水吐および放水口が有効にその機能を発揮し被害を極力限られた部分にとどめたが、さらに分土工の一部およびサイホン・ブローオフ（土砂吐）を開放して幹線流入水を放流して効果を発揮した。被害を受けた施設の主なものをあげるとつぎのとおりで、このうちもっとも大きかったのは水路に関するものであった。

1 牧尾ダム右岸道路の石積 土砂崩壊3カ所、森林鉄道付替工事ののり面土砂崩壊5カ所、その他余水吐放水路・県道付替工事・非常用ゲート横坑入口付近に土砂崩壊があった。

2 幹線水路 主なる被害はトンネル出入口の地山の土砂崩壊およびこれに起因したライニングの破損、盛土のり面の崩壊などであるが、このほか管理用道路（工所用道路）にものり面崩壊などの被害があった。主な被害箇所および被害内容は表7-8のとおりである。

表7-8 被害状況

| 工種 | 被害内容 |
|--------------|--|
| 1 スズキトンネル出入口 | 土砂崩壊13,000 ^(m³) ライニング破壊30 ^m |
| 2 矢田第1 " | " 1,130 " " 95 ^m |
| 3 加世端 " | " 3,000 |
| 4 小沢第1 " | " 2,800 |
| 5 小沢第2 " | " 2,680 |
| 6 島池 " | " 6,240 |
| 7 松ヶ坪 " 入口 | " 2,500 |
| 8 三岳開水路 " | 欠壊20m、ライニング破壊20m、土砂流出2,000 ^{m³} |

事業の進展 (2)

3 支線水路開墾など 支線水路の全線にわたって被害を受けたが幹線水路はとくに下流部に多く発生した。被害状況はおおむねつぎのとおりである。

(1) 公団施工支線

- ① 崩壊土砂による水路の埋没およびブロックライニングの倒壊33カ所
- ② トンネル出入口における土砂崩壊10カ所
- ③ サイホン・暗きょ・揚水機場などへの土砂流入16カ所

(2) 委託支線

- ① 埋没管水路の管体の露出または流出24カ所
- ② のり面および盛土の崩壊およびブロックライニングの倒壊16カ所
- ③ 揚水機場の切土面の崩壊および埋没25カ所

(3) 開墾各地区とも道路の流出および決壊、階段畑の崩壊など

復旧工事 農林省は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定の査定措置に関する法律」に準じた「愛知用水公団が行なう昭和36年6月梅雨前線豪雨による災害復旧事業に関する大蔵農林両省了解事項」を大蔵省と結び、この了解事項に基づき、7月26日～8月2日に至る間、農林・大蔵両省の調査官は、幹線上下流および支線・開墾の3班にわかれて災害の原因と被害の状況などを詳細調査のうえ、公団の作成した災害復旧事業計画概要書により復旧事業費の査定を行なった。なお、政府は被害の状況にかんがみ、36年12月「36年6月の水害に係る施設の災害復旧事業に関する愛知用水公団法施行令の臨時特例に関する政令」を公布し、73.28%の高率補助を受ける特別措置を講じた。

この農林・大蔵両省の査定の結果、36年梅雨前線豪雨による災害の復旧事業費は、災害前すでに愛知用水事業は完成していたという観点から総事業費422億円の外わくとして認められ、7億2,400万円と決定し、査定業務は早期通水を目標に一般災害と違った異例の早さで行なわれた。

なお、公団は36年9月16日公団法に基づいて、長野・岐阜・愛知3県知事に対し、災害復旧事業実施計画書の協議を行ない、同日3県知事からそれぞれ

れ異議のない旨の回答を受け、同日付で農林省はこれの告示を行ない、法律上の諸手続きを終了した。

復旧工事の実施 災害復旧工事の工法については、設計担当者および現場担
当者の全体会議をもち、設計条件・施工状況および被害状況
などについて多くの討議が重ねられた結果、つぎのような方針が決定され
た。

(1) 被害箇所については原形復旧を原則とするが、今回の経験を参考にし
て個々についてその発生原因を十分究明して、必要に応じ改良工事を加味
し、十分安全性が確保できる設計とする。

(2) 将来災害のおこる恐れのある箇所については改良工事を行ない、安全
性を高めて今後の災害予防に備える。

(3) おもな改良工事をあげるとつぎのとおりである。

A 開水路

① 盛土部分（のり面こう配1：1.5）が5 m以上の高盛土箇所（ハイバンク）
で、のり先が水田などにより一部浸水する箇所は、のり止工を設置する。

② 盛土した部分が完成後地下水位が高くなってきたと判断される箇所に
ついては、のり面にドレーンを設けて安全を図かる。

③ 5 m以上の切土部で湧水によりり面の不安定な箇所には、ドレーン
・のり止工などを設け補強する。

④ トンネルおよび暗きょの出入口で、地下水が高く、また地表水の影響
を受けやすい箇所のライニングは、コンクリートに鉄筋を配置してある程度
の外圧に耐え得る構造とする。

B トンネルの坑口

① 坑口地山の崩壊の原因が地下水によるものは、原則としてドレーンま
たは集水きょを設け、地下水位を下げ安定をはかる。

② 崩壊が相当の規模で起こり、それが地山全体の地すべりに起因するも
のは、坑口の一部を暗きょにし、または地のり上部の土砂を安定角を保つよ

事業の進展 (2)

う除去する。

③ 崩壊の原因が地表水またはエロージョン（洗掘）による場合は、山側の上縁にディッチ（みぞ）をコンクリートまたは石張りで設け、側溝に導いて処理する。

復旧工事の実施に当たっては、災害後放置しておくとともに被害を増加するおそれのある箇所、あるいは応急措置を講じないと安全が著しく阻害される箇所については、査定前にいちおう応急復旧を行ない、査定後実施設計計画書を作成し、これに基づいて本格的な復旧工事を実施した。復旧工事はおもに当該工事の請負人に施工させ、とくに被害の大きかった南部丘陵地帯を中心に公団の全機構を動員して早期復旧に努力した。その結果、工事は順調に進み、9月30日には完工式を行ない、10月通水を迎えることができた。

なお、この災害復旧工事の最中、13工区長三村貞夫は現場巡視中、不慮の事故にあい殉職した。

第4節 用地買収と補償

用地取得 愛知用水事業の施工に伴う用地買収は、事業の規模およびと実績 広範囲にわたる受益地域のため、その対象となった土地は表7-9に示すとおり総筆数約5万6,000筆、総面積約860haに及ぶぼう大なも

表7-9 工種別筆数・面積

| 区 分 | 筆 数 | 面 積 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|----------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------|
| え ん 堤 | 5,204 ^(筆) | 2,594,172 ^(m²) | 1,789,893,875 ^(円) | 金額は用地費補償費の合計 |
| 幹 線 水 路 | 8,681 | 2,445,656 | 893,486,862 | |
| 支 線 水 路 | 40,354 | 1,694,246 | 290,454,465 | |
| 補 助 た め 池 | 1,942 | 1,887,139 | 551,646,957 | |
| 計 | 56,181 | 8,621,213 | 3,525,482,159 | |

のであり、その地目も水田・普通畑・果樹園・茶畑・桑畑・山林原野・宅地などと多種多様であった。さらに、土地に付属した物件あるいは権利も一様でなく、建物などの移転・移築のほか漁業権・鉱業権などがあり、また中には抵当権の設定されている土地もあるなど複雑であった。公団はこれら用地と権利の取得に当たって、公平適切な運用を期するため、「建設省の直轄公共事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和29年5月19日制定）および「電源開発に伴う水没その他による損失補償要綱」（昭和28年8月14日閣議了解）などを参考にし、標準買収価額算定基準あるいは損失補償基準が作成され、これらに基づいて地元との交渉が進められた。

従来、公共用地の取得については各事業ごとに行なわれ、その内容についても損失補償の項目・内容・手法などについては統一されたものがなく、場合によっては適切な補償が行なわれなかったうらみがあるなど、事業の進展に支障をきたしていたこともあった。なお、この弊害をなくすため、政府においては公共用地の取得に伴う損失補償の統一と適正化を図り、37年6月に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定されたが、それ以前に実施された公団の用地取得事務処理は、この要綱の趣旨とほとんど同様であった。

用地の取得までの事務処理については、表7—10 および表7—11 用地関係買収補償事務系統概要のとおりである。

用地対策委員会の設置 事業は前に述べたように非常に短期間に実施されるので、それに要する土地を早期かつ適正な価格で取得をするとともに、所有者の十分な理解のうえに処理することが、公共事業である用水事業の円滑な施工のための条件であることはいうまでもない。

用水事業における用地買収事務は、公団施工分は公団において、愛知・岐阜両県への委託分についてはそれぞれ県において実施された。公団直轄分についてはダム・幹線および三好支線などの主要支線用地で、その取得面積は

事業の進展 (2)

表7-10 用地関係買収補償（概算払に伴う精算）事務系統概要（その1）

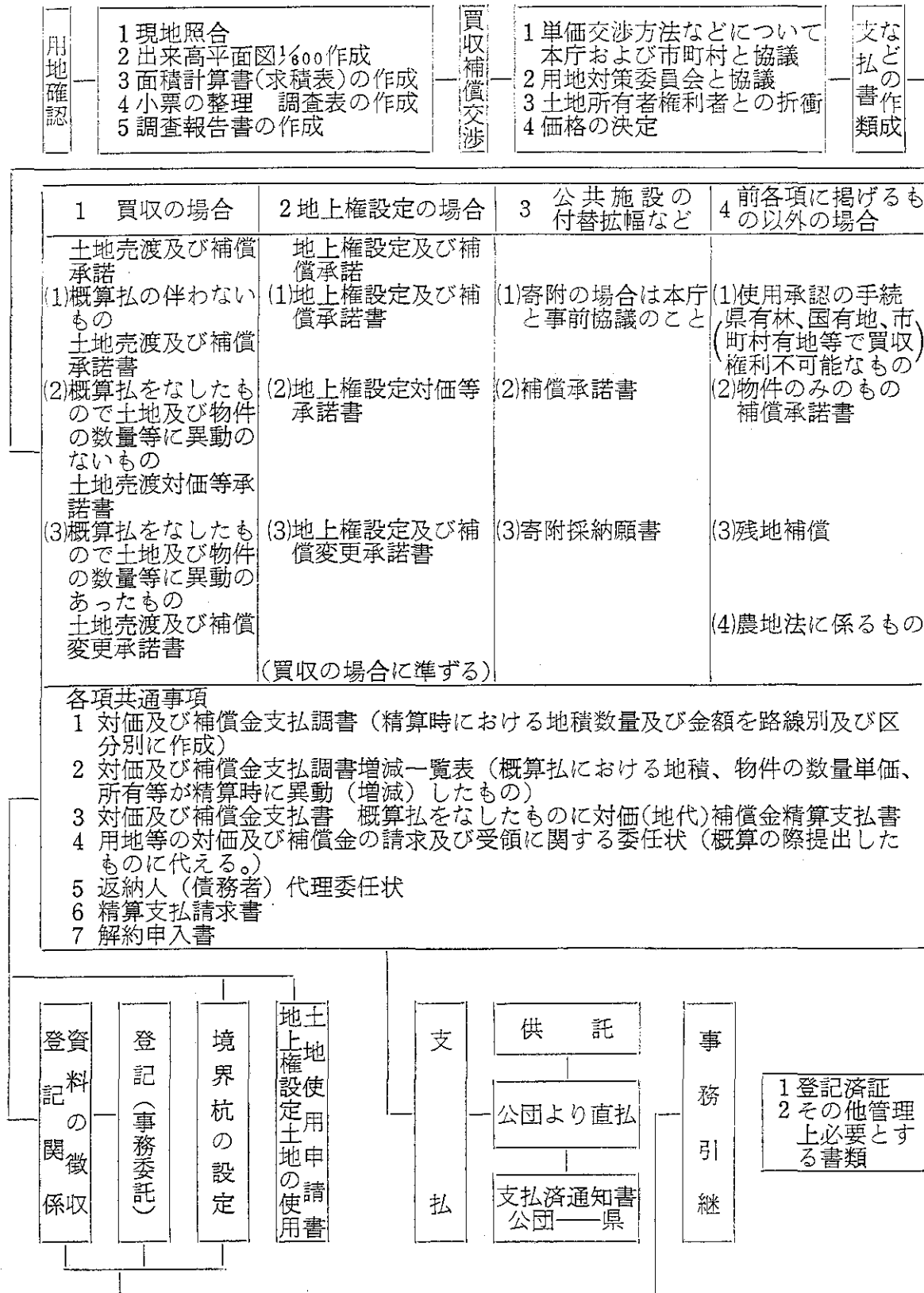
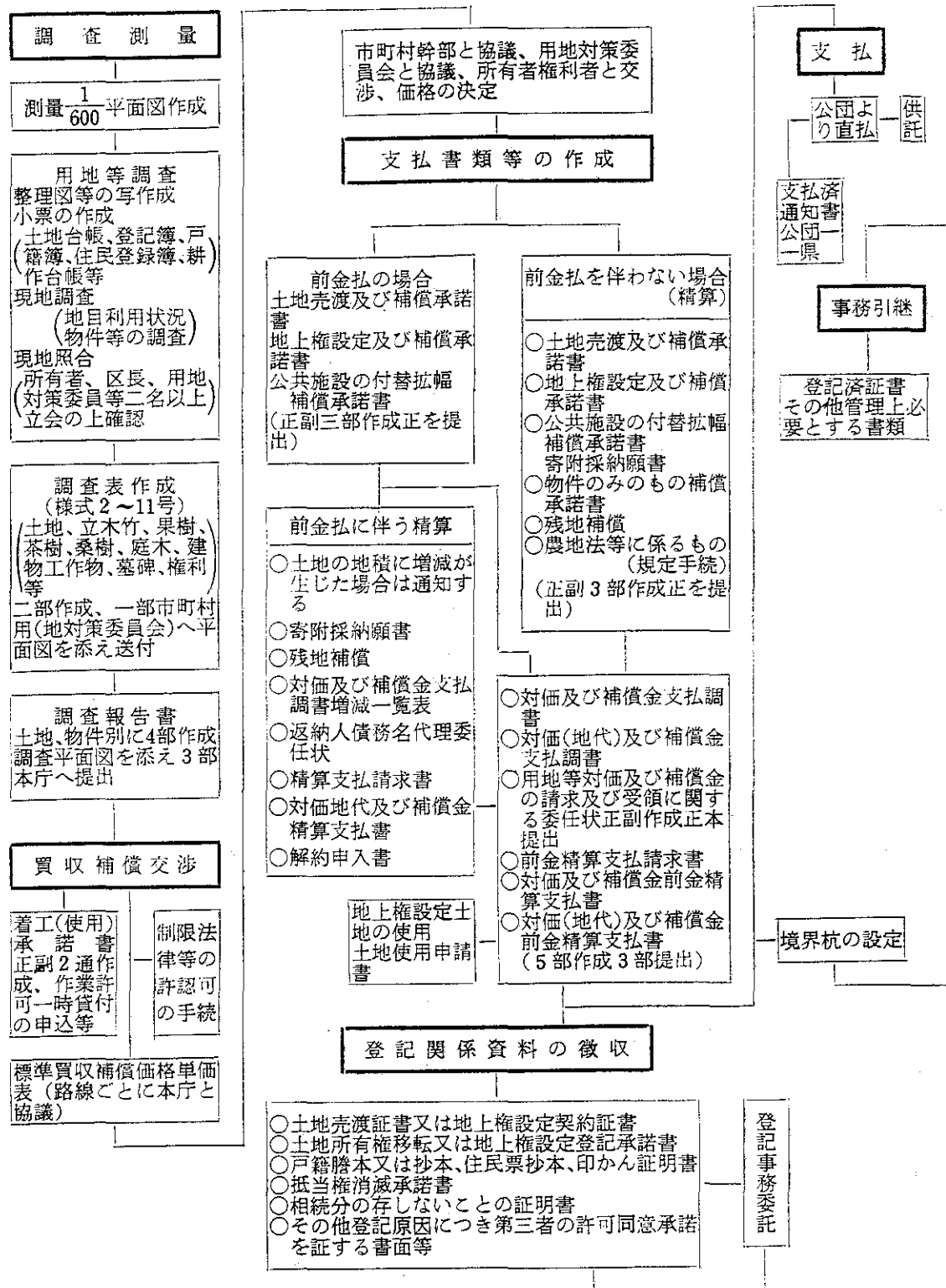


表 7-11

用地関係買収補償(前金精算)事務系統概要 (その 2)



事業の進展 (2)

大きく、また県において施工された支線は総延長約1,012kmに及び対象筆数は多く、事務処理はもちろんこの交渉は多数の人を相手としなければならず、異常な努力を要するものであった。

このため公団は関係市町村に、市町村長を長とし、市町村議会議員・部落長・所有者代表・農業委員・農業協同組合役員・土地改良区役員総代・学識経験者など10名～20名で構成した「愛知用水事業の円滑な推進を図るため用地などの買収補償斡旋を行なう。」ことを目的とする「市町村用地対策委員会」の設立を要望した結果、それぞれ設置されることになった。

公団および県は対策委員会を中心に交渉を進めたのであるが、ぼう大な用地買収にもかかわらず、交渉につきものの価格のつり上げや個々の勝手な主張あるいはいやがらせなどは一部においてはあったが、全体的にはきわめて円滑に処理されたことは、用地対策委員会の適切な活動と、その事務局がおかれた市町村担当課（経済課・農務課・産業課など）の職員の協力とたゆまぬ努力の結果であるといつてよい。

市町村用地対策委員会規程

(目的)

第1条 この委員会は、愛知用水事業の実施に伴い用地等の買収補償に関し、積極的に交渉斡旋を行うことにより適正な補償交渉の妥結に導き、もって愛知用水事業の速かな実現を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、〇〇市(町、村)用地対策委員会(以下単に「委員会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 委員会の事務所は、〇〇市役所(町、村役場)内に置く。

(事業)

第4条 委員会はつぎの事業を行う。

- (1) 用地等の買収補償に関する交渉斡旋

- (2) 買収補償物件の測量調査に対する援助
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(組織)

第5条 委員会は、委員〇名をもって組織する。委員は、市(町、村)議会議員、同農業委員、同農業協同組合役員、土地改良区役員、総代、区長(部落長)その他学識経験者の内より市(町、村)長の指名するものをもってこれにあてる。

(任期)

第6条 委員会の委員の任期は2年とし、再選を妨げない。但し補欠のため選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

(役職員)

第7条 委員会につきの役員を置く。

会 長 1 名
副会長 1 名
幹 事 若干名

- 2 会長は、市(町・村)長の職にある者をもってこれにあてる。
- 3 副会長は、委員の互選とする。
- 4 幹事は会長が任免又は委嘱する。

(会長、副会長)

第8条 会長はこの会を代表すると共に会務を総理し会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

(幹事の職務)

第9条 幹事は会長の命を受け会務に従事する。

(会議)

第10条 委員会は会長が必要に応じ招集する。但し、必要に応じ小委員会を設けることができる。

(経費)

第11条 委員会の経費は、補助金、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(その他の事項)

第13条 この規程に定めない必要な事項は会長が決める。

事業の進展 (2)

附 則

この規程は昭和 年 月 日より施行する。

土地評価委員会の設置 用水地域のうち名古屋市を中心とする都市近郊地帯は、戦後の社会経済の急激な発展、人口の過密などによる権利関係の錯綜、地価の高騰などにより用地の提供が容易に行なわれないような情勢にあった。それゆえ用地取得に伴う損失補償を適正に行なうことによって所有者の理解と協力を得るため、用水事業に必要な土地のうち、宅地化傾向の強い地域などの適正な買収補償の基準を審議することを目的とした「土地評価委員会」を設立した。

委員会の委員構成は、東海財務局長、名古屋国税局長、名古屋農地事務局長、愛知県副知事、勸業銀行名古屋支店長となっている。この委員会は毎年1回開催され、当該年度の取得基準を審議し、その年度の処理方針を定めるとともに、特定の土地に対してもその都度審議してきた。

愛知用水土地評価委員会規程

(目的)

第1条 愛知用水土地評価委員会（以下「委員会」という。）は、愛知用水の事業に必要な土地のうち、宅地になる傾向がある地域等（以下「宅地化傾向地域等」という。）の適正な買収補償の基準を審議することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会はつぎの事項を処理する。

- (1) 愛知用水の事業に必要な土地のうち、一般の土地の買収についての補償基準を適用することが妥当でない宅地化傾向地域等の範囲を審議すること。
- (2) 前号の宅地化傾向地域等に関する買収補償の基準を審議すること。
- (3) 前2号に関係がある事項を審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、官公署及び金融機関に勤務する者で、土地の評価について学識経験を有する委員7名以内で組織する。

2 委員は、前項の規定に該当する者であって愛知県知事の推せんする者のうちから、愛知用水公団総裁が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、これに欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ委員の互選する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、愛知用水公団総裁の依頼により会長が招集する。

2 委員会は、会長を含めて構成員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ぬ事情がある場合には、代理人を選任することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、愛知用水公団管理部経済課において処理する。

(経費)

第8条 委員会の運営に要する経費は、愛知用水公団において負担する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和34年4月20日から施行する。

牧尾ダム地点(1) 愛知用水計画における補償業務のうち、水源ダムである
―地元との交渉― 牧尾橋貯水池(公団設立後牧尾貯水池と改称)の場合がもっとも重要であったといつてよい。これの補償交渉のスタートは木曾調事務所の時代から始まった。調査当初に、ダム地点において木曾調事務所長千葉進は、地元王滝村村長細尾征雄および三岳村村長浦沢富意知と種々懇談して地元感情の融和を図ったので、ダム地点選定についての事前調査は二子持地点を中心にして比較的スムーズに行なわれた。しかし、前記のとおり、ダム地点が二子持から牧尾橋地点に移り、しかも農林省原案のコンクリート重力えん堤からロックフィルダムにダムタイプが変更されるに伴い、調査は実施

事業の進展 (2)

を目標とするに至ったので、従来のダム地点のボーリングまたは横坑による地質調査から、さらにダム材料であるロックおよびコア材料へと調査範囲が拡大されるにつれ、地元との摩擦は漸次拡大していった。

調査に当たって、地主への事前了解の有無問題などから、しばしば調査中止の村当局の命令が出されるなど、当時の現場職員の労苦はダム地点決定の技術的使命を前にしてはかりしれないものがあった。しかし、世銀当局の指示もあって E.F.A. との技術的協議も整って牧尾橋地点がダム地点に決定したので、30年6月18日、農地局長（渡部）は長野県知事（林）に対し、つぎのような公文をもって、ダム建設の方針および補償に関する根本方針を示し、協力を依頼した。

「かねて計画中の愛知用水事業を実施するため、愛知用水公団を設立することとし、これに関する法案につき、昨17日閣議決定、近く国会に提出する運びとなりました。しかして、この事業の基本をなす王滝村に設置するダム建設地点については、世銀ならびに当方から設計を依頼している P.C.I. 社長などと種々打合わせの結果、牧尾橋地点に決定いたしましたので、今後地元村の被害補償など本計画の遂行につき格別のご配慮を煩らわしいと存じます。とりあえず、左記にダムの建設の方針および補償に関する根本方針をご報告申し上げます。いずれ出向のうえ篤とご了承を得たいと存じております。

記

1 二子持地点のとき以上に被害を拡大しないこと。また、国有林管理上森林鉄道の操作場の移転を避けなければならないこと理由によって満水面標高880mとする。しかして右決定事情に鑑み絶対にこれを増高しない。なお牧尾橋地点の詳細調査の結果、実施不可能な場合には、二子持に移転することもある。この場合満水面標高は880mとする。

2 補償の方針としては水没家屋および耕作田畑の大部分を失なうか、或いは耕作地の関係上耕作が不可能若しくは困難になるような農家に対しては

完全に補償する。」と。

農林省としては地元村の再建に協力することを約するとともに6月26日、農林省参事官戸嶋芳雄および計画部長和田栄太郎が現地において、王滝村および三岳村の関係者と懇談したが、その際における農林省の申出要旨はつぎのとおりである。

(1) ダムは技術的・経済的に検討の結果、牧尾橋地点に築造することに決定した。水没被害を少なくし、かつ操車場の水没を避け、森林鉄道の運行に支障を及ぼさないために満水面標高は880mにとどめ、これ以上は絶対に上げないことにした。

(2) 右に伴って下流部のかんがい計画を変更した。

(3) 水没家屋および田畑の水没のために生活の基礎を失う人々に対しては、その希望により金銭補償または代替地の提供の用意がある。なお、住民の減少または田畑の壊滅のため村政に影響を及ぼすことと思われるので、それに対する適切な措置を講ずるのはもちろん、農林省としては若し希望があれば村の再建のため積極的に協力したい。

(4) 補償等の処理は直接には公団が行なうことになるわけであるが、農林省としては最後まで責任をもって事に当たるつもりである。

このとき行なわれた質疑応答のおもな点をつぎにあげておく。

| 質 問 要 旨 | 回 答 |
|-----------------------|---|
| i ロックフィルダムは危険性がないか。 | 危険性はない。 |
| ii ダムの嵩上げはしないか。 | 絶対にしない。 |
| iii 二子持地点に変更することはないか。 | 技術的には可能であることは確かである。しかし、実施設計の第1段階としてボーリングをやっているが、その結果、経費が著しく増加して二子持地点の方が経済的に有利であることがはっきりした場合は、二子持に変更することも考えられるが十中八・九そのようにはならないと思う。 |

事業の進展 (2)

| 質 問 要 旨 | 回 答 |
|------------------------|---|
| iv 二子持部落および和田部落はどうなるか。 | 二子持部落は水没を免れることになるが、工事用地として使用または買収の対象に考えている。その場合一部の家屋が残されることになり、生活上困難を来すような場合には希望によって買収などを考えてもよい。和田部落の辺も土取場の予定地となっているので、ある程度使用買収の対象となると思う。 |

9月14日、長野県知事(林)は、「牧尾橋ダム築造計画を承認するに当たり、県は愛知用水公団法成立の際の付帯決議を絶対条件とし且つまたつきにかかげる要望事項が全面的に容認されることを条件として、ここに意見書を提出する。」とし、農地局長(渡部)へ意見書を提出した。これは地元県知事としてダム補償について正式の見解を表明したものである。

1 牧尾橋ダム築造により被害のみ被り受益皆無の水没地帯を包含する本県としては、その水没補償対策について重大なる関心をもたざるをえないので、この見地から近く発足する愛知用水公団の理事に本県の利益を代表するものを1名就任せしめる措置を講ぜられたきこと。

2 愛知用水公団法第19条に定める事業実施計画または施設管理規程の作成に関する知事に対する協議はダム地点決定の経過にかんがみ、事前に十分連絡の措置を講ずると共に、これに対して提出される意見書の取扱については本県ならびに地元の意見を十分尊重するよう特に配慮せられたきこと。同法第21条により公団の措置を不満として農林大臣あてに意見書が提出される場合にも同様とする。

3 牧尾橋ダム築造の前提となる測量・調査・準備工事等を実施するについては、それ以前に明確なる補償対策および補償基準を提示し、地元の完全なる納得を得たうえ措置せられたきこと。

4 牧尾橋ダム築造に伴う補償対策として地元の要望については慎重に検討のうえ、誠意をもって対応せられたきこと。

5 木曽特定地域 総合開発計画 中 本県関係（西筑摩郡—現木曽郡—全域）の総合開発計画を積極的に推進し、その主要事業については可及的速やかに閣議の決定を得て実施せられるよう特別の措置を講ずること。

右の総合開発計画のうち特に

(1) 国道19号線については、道路5箇年計画に編入し、少なくとも牧尾橋ダム完成に至るまでの期間を目途として、その改良整備を講ずること。

(2) 主要事業・一般事業を通じダム築造の場合に、それが水没対策、残村再建対策に転用しうる性質の総合開発計画については、ダム工事に併行して優先的に具体化の措置を講ずること。

さらに9月27日、長野県総合開発局次長（相沢）は、牧尾橋ダム対策として地元両村長の要望事項を非公式文書をもって農林省へ申し出た。これは補償交渉の方向についての示唆となり、その後の交渉に当たって非常に役立った。その要旨はつぎのとおりである。

「牧尾橋ダムについて一応反対の態度をとっている地元両村として、今にわかに補償的意味合の要望事項を明示すべき時期ではないが、事態に備えての腹案としては少なくとも次の要望事項が容れられない限り事態の推進は困難であるとし、県としても農林省・公団の絶大なる協力を望む。」と述べ、要望事項をあげているが、そのおもな点はつぎのとおりであった。

① 愛知用水公団の事業としては、農業水利、上・工業用水、発電の事業を行なうことになっているが、木曽特定地域内の総合開発計画を推進することができるよう総合開発事業をも公団の事業として含ましめること。これは水没民対策、残存再建計画のために必要であるばかりでなく、愛知県のみならずの受益を考えようとする公団の使命を、犠牲のみ受ける後進未開発地域の飛躍的發展を図る機関にまで拡大すべきであるからである。

② 国有林の無償払下げ（水没面積の3倍に当たるもの）

王滝村はその全面積の90%が国有林地帯で、しかもその残余の10%の土地にダムを造ろうとするものである。水没地帯の耕地家屋より村に当然入るべ

事業の進展 (2)

き固定資産税をダム築造期間中に徴収することは情において忍び難いものがあり、従ってその代償として且つまたそれらの水没救済策を併行的に措置して行かねばならないので、水没地の3倍に当たる近隣国有林の無償払下げを要求するものである。(国有地価は普通地価の3分の1である。)

③ 特別河川水利使用料(仮称)の永久交付、固定資産税の減収に見合うものを特別河川使用料として両村へ還元する措置をとられたいこと。(ダム完成後、ダムより上流の河川を普通河川に編入することにより地元村で水利使用料を徴収することができるという一これも一方法であると思う。)

④ 漁業権・水利使用権を地元両村で独占的に管理すること。

⑤ 道路について

付替道路は作業地帯に至る間ばかりでなく王滝村中心部に至るまで舗装すること。木材の搬出に支障を来たすので湖岸一周道路を考慮すること。国道19号線を5カ年計画に編入し、ダム工事期間中にその改修整備を完了すること。

⑥ 御岳山麓一帯が集約酪農地帯の指定を受けるよう配慮されたきこと。

⑦ ダム対策に必要な経費・協力費について配慮せられたきこと。

牧尾ダム地点(2) 愛知用水公団法案が国会に上程されて、主として衆・
一国会における論議一 参農林水産委員会で審議が行なわれたが、補償問題特に牧尾ダムによる水没地帯の農民に対する補償問題が審議の焦点となった。委員会の質疑は農林大臣河野一郎が主として当たったが、つぎにその主要な質疑応答を記録することとする。

1 衆議院農林水産委員会(昭和30年7月26・27日)

(1) 「補償の面における具体的な方法について」の質問に対し、農相は「長野県ならびに地元関係町村とは数次、これが補償対策について打合わせを行なったが、未だ最終的な結論を得ておりませんが、なるべく早く結論を出すよう努力する。直接に影響をうける諸君に対しては、あくまで理解と納得のいく解決をいたさなければならない。間接に影響があるということのご

要望に対しましては、十分調査をしなければ、そのまま受け入れることができるか、できないかは不明であります。佐久間ダムなどの例によって物質的に解決したいと考えています。また、今後の営農経営に支障のないよう、適当な場所に適当に経営できるよう指導していくつもりである。」と答弁した。

(2) 「森林労務者に対する措置」の質問に対し、「物質的賠償にとどまらず精神的にも、あらゆる面においてご協力、ご納得を得てやるべきものと考えている。これに資金が必要ならば、政府は一体となって解決しなければならない。」と答弁した。

(3) 「水没者ならびに残存部落対策」の質問に対し、「国有林の払下げをするというような具体的なことについては、よく取り調べをいたしますが、国有林の利用を最大限にいたすことに配慮します。田畑の少ないところであるから営農の基礎が立ちますよう十分努力する。」と答弁した。

2 参議院農林水産委員会（昭和30年7月26・30日）

(1) 「買収の際、土地収用法の手續によって強行する意志があるか。」との質問に対し、農相は「お話のような事態にならぬよう、あくまでも誠意をもってお話し合のうえでご理解を得てやりたい。始めからいけない場合は、土地収用法でやるというようなことは、かりそめにも私としては考慮におかず、誠心誠意で了解を得ることに努めたい。」と答弁した。

(2) 「金銭的補償より代わりの土地をどうするか。」との質問に対し、「農業経営の確立については、農林省としては十分他の適格地へ移住をして、本人のご希望によれば農業経営の成り立つことについて十分考慮していかねばならぬことは、当然考えるべきことである。」と答弁した。

(3) 「今後、移住される方々に対する営農資金と移住地における安定方法に憂いはないか。」との質問に対し、「物質面については、ご指摘のような全国各地の関係同種類の事業を調査して、これと相関連して万遺憾なきを期することとする。同時に精神的にも将来の見通しについて、十分安心感を与え納得のいく処置をとる。」と答弁した。

事業の進展 (2)

牧尾ダム地点(3) 牧尾ダム地点における用地取得と補償に関する経過と
 一用地取得と補償一 結果とを摘記すれば、つぎのとおりである。

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|----------|---|
| 30—11— 9 | 長野県に対しあいさつ。このときの同県知事の要求はつぎのとおり (1) 補償に関する地元との折衝は県に連絡し、この場合西筑摩地方事務所を窓口とすること。 (2) 補償基準を地元に提示するときは県に相談すること。 (3) 長野県から理事1名を出すこと。 (4) 国道19号線を改修整備すること。 (5) 地元県議の介入防止については適当な措置を講ずること。 |
| 11—18 | 三岳村にあいさつときの地元の要求はつぎのとおり (1) 牧尾ダムの建設が決まったことはまだ正式に聞いていない。 (2) 工事は地元の完全な了解納得を得たうえでなければ着工しないことを公約せよ。 |
| 11—21 | 王滝村にあいさつときの地元の申入れはつぎのとおり ダム建設は絶対反対であるが、条件闘争に切替えて考えることもできる。 |
| 12— 5 | 道路測量調査につき三岳村に申入れ。王滝森林鉄道の付替について長野営林局と協議。 |
| 12— 6 | 地元両村長に対し、愛知県の村外移住予定地視察について説明のうえ予解を得る。 |
| 12—13 | 地方事務所長および地元両村長と諸調査につき開始を申入れたところ、緊急を要するもの限り了解したので、調査を開始。 |
| 12—14 | 地元両村長と諸調査、用地取得および補償について基本的な団体交渉を開始。 |
| 31— 1— 6 | 地元両村長は県道付替(有効幅員6m)および湖岸道路改修につき農林省公約のとおり実施するよう要望。 |
| 1—31 | 県道改修および付替幅員は有効6mとする旨、公団理事から地元両村に言明。測量調査を継続することを両村長は了解。 |
| 2—10 | 王滝・三岳両村と交渉し、その了解のもとにダム地点および材料採取地の試掘を開始。 |
| 2—14 | 地元両村長から副総裁に対し、公共・個人補償につき、つぎの要求あり (1) 公共補償の要求 イ 国有林無償払下げ。 ロ 残存再建に必要な道路改修。 ハ ダムの漁業権、水利使用権を村の帰属とし、特別河川水利使用 |

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 | | | | | | | | | | |
|----------------------|---|----------------------|------------|---------|--|--------------|-----------------|-----------|-----------|---|-----------------|
| | <p>料を村に交付すること。</p> <p>ニ 代替開拓地区の設計。</p> <p>ホ 酪農地帯の指定。</p> <p>ヘ 木曾特定地域総合開発計画にある村の関係事業を公団事業として実施すること。</p> <p>ト 村におけるダム対策費の全額負担。</p> <p>チ 住民の減に伴う農協、社寺の経営困難の補償。</p> <p>(2) 個人補償については、佐久間の事例以上であること。</p> <p>(3) ダムを牧尾から二子持に移されたいこと。</p> | | | | | | | | | | |
| 3—13 | 三岳村和田黒瀬部落における試掘、堅杭、横杭などにつき部落会に説明のうえ了解を得る。 | | | | | | | | | | |
| 4—29 | 物件調査の順序および立会人などについて両村長と具体的に協議し、調査を開始した。 | | | | | | | | | | |
| 5— 7 | 王滝森林軌道の付替工事の調査設計に関する協定調印。(設計調査費97万5,000円) | | | | | | | | | | |
| 5—25 | 二子持工事用地について借地など地元側と協議。 | | | | | | | | | | |
| 7— 6 | 水没者の代替地として愛知県西加茂郡三好村の刑務所農場の調査について、京都農地事務局に依頼。 | | | | | | | | | | |
| 8— 1 | <p>牧尾ダム公共補償につき両村から提示</p> <table data-bbox="405 1189 1337 1402"> <tr> <td>(1) 王 滝 村 道路改修林道開設など</td> <td>21億1,745万円</td> </tr> <tr> <td> 国有林払下など</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 三 岳 村 同上</td> <td>13億2,209万1,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 両村共通分</td> <td>2億6,000万円</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>36億9,954万1,000円</td> </tr> </table> | (1) 王 滝 村 道路改修林道開設など | 21億1,745万円 | 国有林払下など | | (2) 三 岳 村 同上 | 13億2,209万1,000円 | (3) 両村共通分 | 2億6,000万円 | 計 | 36億9,954万1,000円 |
| (1) 王 滝 村 道路改修林道開設など | 21億1,745万円 | | | | | | | | | | |
| 国有林払下など | | | | | | | | | | | |
| (2) 三 岳 村 同上 | 13億2,209万1,000円 | | | | | | | | | | |
| (3) 両村共通分 | 2億6,000万円 | | | | | | | | | | |
| 計 | 36億9,954万1,000円 | | | | | | | | | | |
| 8—28 | 両村長より8.1提出の公共補償につき内容説明。この公共補償が解決しなければ個人補償の交渉に応じない旨言明。 | | | | | | | | | | |
| 10—22 | さらに京都農地事務局に依頼した三好村刑務所農場が開拓地として適当である旨の結果に基づき、名古屋矯正管区および名古屋刑務所に対し、水没移住候補地として同村大字黒笹の農場の割愛を申入れたところ、法務省側は交通便利な換地を要求した。 | | | | | | | | | | |
| 11—26 | 王滝村長豊橋開拓地を視察。同開拓訓練所入所家族と懇談。 | | | | | | | | | | |
| 12— 4 | 両村の公共補償要求に対して農林省において残村再建事業の打合せ。 | | | | | | | | | | |
| 12— 8 | 長野県に対し公共および個人補償を打出し、その案について説明。 | | | | | | | | | | |
| 12—14 | <p>地元両村に対し、公共個人補償額を提示。</p> <p>(1) 個人補償 総額方式とし、水没地、工事用地、道路、林鉄に対するもので危険区域を含まない。 総額 6億1,251万6,000円</p> | | | | | | | | | | |

事業の進展 (2)

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|----------|--|
| | <p>(2) 公共補償 王滝村 3,767万5,000円 三岳村 585万円 計 4,352万5,000円</p> |
| 12-17 | <p>三岳村から電話回線の増設、本社橋の付替、三尾の巡査派出所・診療所の設置、黒田部落への県道付替、地元で物資購入すること、スクールバスの運転および第22通常国会の公団法審議の際の質疑事項および農林省当時の地元との約束を尊重することなど要望。</p> <p>公共、個人補償につき地元側からの回答。</p> <p>(1) 公共補償 計数算出では一応公団案程度しか出ないと思うが、村の要求と大きな違いがあり、基準財政需要額の趨勢を十分再検討されたい。</p> <p>(2) 個人補償</p> <p>(イ) 総額方式とすることには賛成。</p> <p>(ロ) 補償額は全面的に不満であり、積算基礎の説明の要はない。</p> <p>(ハ) 個人補償については地元への移住者が何処に移転しても土地を容易に取得可能な価格でなければ、個人補償額としては応ずる訳にはいかないという考え方を提示。</p> <p>(ニ) 零細農家の移住について移住資金の融資をすることを要求。</p> |
| 12-25 | <p>木曾川漁業協同組合から漁業補償額の要求書を提示。 1億1,869万円</p> |
| 12-27 | <p>地元へ提示した公団の個人補償につき基本的考え方につき詳細説明。</p> |
| 12-28 | <p>王滝製材所移転補償交渉。 王滝側要求額 2,818万8,000円</p> |
| 32- 1- 8 | <p>両村長と補償交渉。</p> <p>(1) 公共補償について両村からつぎのような提案があった。</p> <p>(イ) 公団が提示した4,352万5,000円は問題にならず、残村再建事業が行政的にどの程度やれるか農林省と交渉のうえ地元を示されたい。</p> <p>(ロ) 両村の事情が異なるから村別に交渉する方が適当である。</p> <p>(ハ) 道路、林鉄は各所有者が納得すればいずれ清算するとして早く着手されてもさしつかえはない。</p> <p>(2) 個人補償</p> <p>(イ) 水没影響区域は標高885mまで買収すること。</p> <p>(ロ) 補償数量は公団が村側に示せば、これにより両村は各自試算して総額を要求する。</p> |
| 1-11 | <p>残地補償などについての王滝村と交渉。</p> <p>(1) 残地は水没地と同様な単価で買収すること。</p> <p>ただし、その土地を水没者で残村するものに代替補償ができるよう幹</p> |

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|------------|---|
| | 旋すること。 |
| | (2) 林鉄付替路線は早く確立して村に示すこと。 |
| 1-17 | 王滝営林署の移転につき同署よりの要望 (1) 885mまで敷地を嵩上げ、この際庁舎、宿舍の新築を行ないたい。 (2) 補償交渉に当たっては営林署を窓口とせられたい。 |
| 1-18 | 三岳村黒瀬、和田部落民が豊橋の開拓地および三好村刑務所農場を視察。 |
| 1-22 | 国道19号線の改修に伴う公共事業費5億円の一部としての経費の負担について長野県知事と覚書を締結し、さらに32.8.24覚書の一部を変更し、上松町～福島町間の調査・測量・設計を含む改修費2,400万円を負担することとした。 |
| 1-29 | 王滝製材所移転補償覚書締結 2,200万円 |
| 2-5 2-6 | ロックフィルダムは災害などによって破損したときは、下流住民の生命財産は予測できないほどぼう大であるので、二子持地点でコンクリートダムを建設するよう「牧尾ダム地点変更期成同盟会」が下流町村(上松町、大桑村、吾妻村、読書村、田立町および山口村)で結成され、上松町長より「牧尾ダム地点」の変更申入れがなされた。 |
| 3-2 | ロックフィルダム反対期成同盟会に対し京大丹羽教授を招き、ロックフィルダムの安全性について説明会を開催。 |
| 3-4 | 水没など補償対象物件の数量を測量調査結果に基づき三岳村の各人に提示。 |
| 3-6 | 個人・公共補償につき長野県としての調停額を協議。 |
| 3-18 | 「牧尾ダム地点変更期成同盟」の6カ町村はさきに公団が表明したダム建設予定地の二子持を牧尾橋に変更することについて更に反対の申入れを行なった。 |
| 4-14 | 農林省の計画当時の県道改修、付替工事の幅員は6mとすることとし、ダム地域の測量調査につき地元の承認を得たので、公団もやむを得ずこの件を継承したが、この有効幅員を減ずることについて、経費の節減のため地元両村と協議折衝を続け、ようやく6mを5mとすることを承認し、このことにつき正式に長野県に対し承諾書を提出した。三岳村の迂回道路に対する補償は1,500万円で妥結。同時に送電線建設についても了解。 |
| 5-15 | 木曽川漁業組合に対する漁業権補償について、公団から200万円+αを提示。 |
| 5-16 | 上松町長は牧尾ダムを二子持地籍に変更し、コンクリートダムとするよう陳情。 |

事業の進展 (2)

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 | | | | | | |
|---------------------|---|---------------------|-----------------|-----------------|----------------|---|---------------|
| 5-22 | 名古屋矯正管区に対し開拓適地として三好村の刑務所の一部を譲渡されたいこと。これについて将来刑務所農場を再び割愛要求しない条件で大略了解。 | | | | | | |
| 6-12 | 王滝村長と豊橋地区への移住者に対する特別営農指導員の設置および村診療所開設に伴う外科医の雇上げについて協議。付替県道については補償の概算払後に着工することを了解。 | | | | | | |
| 6-27 | 関係市町村役場に事業実施計画書の縦覧を開始。(7月16日まで20日間) | | | | | | |
| 7- 1 | 王滝・三岳両村長および両村ダム犠牲者協議会長は事業実施計画につき「農林大臣の言明にもかかわらず、何ら具体的提案もないので地元の完全なる了解のうえにたたなければ、事業実施に反対。」と公団総裁あて意見書を提出。 | | | | | | |
| 7- 5 | <p>王滝・三岳両村は公団総裁に対し個人補償要求書を提出。</p> <table data-bbox="416 898 1366 1025"> <tr> <td>(1) 王滝村(工事用地残地を含まず)</td> <td>11億6,208万6,090円</td> </tr> <tr> <td>(2) 三岳村(残地を含まず)</td> <td>5億4,321万8,450円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17億530万4,540円</td> </tr> </table> | (1) 王滝村(工事用地残地を含まず) | 11億6,208万6,090円 | (2) 三岳村(残地を含まず) | 5億4,321万8,450円 | 計 | 17億530万4,540円 |
| (1) 王滝村(工事用地残地を含まず) | 11億6,208万6,090円 | | | | | | |
| (2) 三岳村(残地を含まず) | 5億4,321万8,450円 | | | | | | |
| 計 | 17億530万4,540円 | | | | | | |
| 7- 7 | 木曾川漁業組合長は漁業補償につき異議の申立を公団総裁あて提出。 | | | | | | |
| 8-19 | <p>補償交渉の進め方について王滝・三岳両村長および両村対策委員と交渉。</p> <p>(1) 三岳村については村長が全権を委任されていないので、公団は村長と協議しても更に対策委員と協議をせねば、その成果を得ることができないので、公団側としては対策委員として責任のもてる者を、公団の交渉委員として選定することを申入れした。</p> <p>(2) 両村は個人補償については地元案を十分考えてできるだけ要求どおり認めることを主張。</p> <p>(3) 純然たる被害地である両村と、受益地である愛知県とは土地の単価その他補償額について、はっきり区分して補償すること。</p> | | | | | | |
| 8-22 | 団体交渉以外で交渉成立後および承諾しない者に対しては、土地収用法を適用してもやむを得ない旨王滝村長が言明。 | | | | | | |
| 8-29 | 三岳村の団体交渉の委員は水没者代表9名とし、村長および対策委員長はこれらの代表として公団と話合うことに決定。 | | | | | | |
| 8-30 | 王滝村の公共補償は金銭補償とし、助成事業のような形式では納得できないとの村長の意向があり、補償額につき協議。 | | | | | | |
| 9-19 | 王滝村長に対し電源開発k.k.の佐久間ダム建設に伴う買収補償単価および関西電力坂下発電所建設に伴う同単価ならびに長野県営美和ダムの同単価と、村からの要求書に掲げる額との比較表を作成し、村からの要求が不当であることを指摘し、再検討を要請した。 | | | | | | |

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|-------|--|
| 9—27 | <p>三岳村と個人補償折衝</p> <p>(1) 村としては7月5日に要求した額の90%が最低額であることを表明。</p> <p>(2) 残地は総て買収すること。</p> <p>(3) 和田の原石山予定地の 変更について地元へ了解を得ることを要求。</p> |
| 10— 1 | <p>農林省としては公団の両村に対する補償交渉が難航しているため、予算の消化ならびに工期が遅れることを懸念し、同省愛知用水公団監理官が補償の早期解決について現地に赴き、両村長および対策委員会に対して協力を要請。</p> |
| 10— 2 | <p>王滝村と補償の促進について協議。</p> <p>王滝村長としてはつぎの要求があり、公団は再検討を約束。</p> <p>(1) 公共補償については村としても種々検討したが3億円の金銭補償とすること。</p> <p>(2) 個人補償については、未だ移住者のうち移住先が決まっていない者が多数あるので、最終額を決めることは時期尚早であること。</p> <p>(3) 県道付替の補償として30万円を支出すること。</p> <p>(4) 一般対策費50万円を支出すること。</p> |
| 10—17 | <p>長野営林局長と王滝森林鉄道の付替に関し協定を締結。その内容はつぎのとおり。</p> <p>(1) 用地の買収および補償は、民地については公団が行なうが用地は取得しない。</p> <p>(2) 前項の土地を国の所有とするためには公団総裁、長野営林局長および土地所有者において三者契約を締結し、土地所有者から直接国に所有権が移るようにする。</p> <p>(3) 水没する旧林鉄敷地など国有地は公団が取得することになるが、これは国有地を除く新軌道敷地との 単純な 交換措置を行なうこととし、財産上の交換処理を努めて避けるものとする。</p> <p>(4) 用地の買収および補償は水没と同等の単価とするが、その他の補償項目は適用しない。</p> <p>(5) 国有地内に林鉄付替工事を実施する場合には、当該国有地は工事中国から公団に有料貸付を行なう。</p> <p>(6) 付替林鉄の新しく国有地となる区域の用地の確定および測定は、長野営林局が実施し、これに要する費用は公団が負担する。</p> <p>(7) 確定測量の成果により最終的に国有地を決定し、(2)項の契約を行なうこととする。</p> |

事業の進展 (2)

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|-------|---|
| 10-18 | 工事用地の確保促進のため、とくに仮排水路用地の取得交渉を進めたところ、早期潰廃する土地については別に早期着工感謝料を要求。 |

このようにあらゆる角度より交渉を重ねてきたが、10月23日王滝村との取得補償交渉が事実上つぎのように妥結し、これにより仮排水路の着工を正式に進めることとなった。

○個人補償（要求額11億6,208万6,000円—残地補償額3,036万6,000円）×0.7

残地補償および工事用地の取得補償はさらに交渉を続けることになった。

7億9,220万4,000円

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|----------|---|
| 32-10-24 | 三岳村に対し公共補償を含め4億円を提示。 |
| 10-31 | 三岳村との補償交渉が進展しないので公団側としては、つぎのような希望意見を述べて、三岳村村長に回答を求めたが、十分地元を納得させたいとのことで、回答を得るにいたらなかった。 (1) ダムセンター下流の仮排水路用地に対し、本交渉が妥結して補償金を支払う時期まで借地料を支払うこと。同様に上流側についても同一条件で早急に着工できないか。 (2) 取得補償金の概算払はなるべく早くおそくとも年内に6割の支払いをしたい。 (3) 補償交渉が進まないで個人交渉をして解決したいがさしつかえないか。 |
| 11-1 | 三岳村公共補償に関し村長はつぎの地区の早期着工を要望した。 (1) 林道開発——白崩線7,000m×3mおよび入線1,500m×3m (2) 土地改良事業——永井野および日向地区 |
| 11-5 | 三岳村長から個人・公共補償についてつぎのように要請があった。 (1) 個人補償は村の要求額の70%とし、公共補償の一部を見舞金として個人補償に増額するよう公団側は取計うこと。 (2) 公共補償総額 3億650万円 林道事業 9,460万円 道路改良事業 1億500万円 土地改良事業 7,690万円 そ の 他 3,000万円 |

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|----------|---|
| | (3) 標高885mと県道付替用地との間に介在する残地を買収すること。 |
| 11— 7 | 三岳村公共補償妥結——総額3,000万円。 |
| 11—11 | 三岳村被補償者が三好町刑務所農場視察。 |
| 11—19 | 王滝村と取得補償金に対する課税問題、物件の抵当権、相続による紛争ならびに失業生活補償などの事務処理事項につき協議したところ、補償の早期解決および支払などのため覚書を早急に作成し、仮調印を行なうことに村、公団の意見が一致。 |
| 11—28 | 仮排水路用地の早期提供による特別感謝料 (3万9,702坪) 218万9,000円支払う。 |
| 12— 6 | 木曾川漁業協同組合代表から漁業権補償は仮排水路着工前に妥結するよう促進方を要請。 |
| 12—20 | <p>鉱業権補償交渉。</p> <p>牧尾ダムの築造に伴い貯水池となる地域内またはこれに隣接する地区における鉱業権の設定状況は、採掘権2および試掘権6の計8鉱区に及び、このうちもっとも大きな規模で採掘稼働していたのは、王滝鉱山(鉱種は金・銀・銅・鉛・亜鉛)で、この補償解決をすることが他の鉱区への前例となるので、公団としては慎重にこれの交渉に当たる。</p> <p>(1) 鉱業権者はホスコルト方式で公団に要求。その要求額は1億5,350万円。</p> <p>(2) 公団としては投資額補償と一部生産補償で提示。 その額は504万1,000円</p> |
| 12—25 | 王滝、三岳両村に対し覚書を手交し、水没など個人補償の要求額の70%の6割を概算支払。 総額 5億4,825万7,000円。 |
| 33— 1—20 | 12月20日交渉の公団方式で鉱業権者がみずから試算した結果2,980万3,000円となる旨要求。 |
| 2— 1 | 水没部落(王滝村三沢)解散式挙行。 |
| 2— 4 | <p>鉱業権補償交渉。</p> <p>(1) 前回2,980万3,000円に対する公団の検討案を提示。 その額は837万6,000円。</p> <p>(2) 鉱業権者は1,200万円以下では了解ができない旨を主張。</p> |
| 2— 6 | 木曾川恵那漁業組合代表から対策費を要求(326万円)。公団は西筑摩地方事務所と協議のうえ、案を提示することを回答。 |
| 2—18 | <p>鉱業権補償妥結。</p> <p>牧尾橋鉱区補償50万円と前回の公団提示額(837万6,000円)の合計額で妥結。このなかに長野県採掘権第105号および長野県試掘権第5,506号を含む。</p> |

事業の進展 (2)

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|-------|--|
| 2-23 | 水没部落（王滝村田島）解散式挙行。 |
| 3-1 | <p>工事用地部落（王滝村二子持）解散式挙行。</p> <p>三岳村公共補償につき交渉。</p> <p>(1) 公共補償の理由と用途は一致させること。</p> <p>(2) 公共補償としては3,000万円を充当。</p> <p> 林道開設 2,400万円（白崩線1,400万円、入線1,000万円）</p> <p> 土地改良 600万円（永井野と日向に各々300万円）</p> |
| 3-4 | 王滝村に対し、公共補償については、現金の一時払ではなく残村再建事業として実施し、その費用のうち地元負担金をそのつど公団が肩替り負担することに関して協議。 |
| 3-5 | 木曾川漁業交渉、ロックフィルダムではコンクリートダムよりその築造過程において下流の魚族に対する悪水の影響は少ないことを公団は主張し、漁業関係の一切の補償として500万円を提示したが、組合側は全面的に拒否。 |
| 3-25 | 水没部落（王滝村崩越）解散式挙行。 |
| 3-29 | 水没部落（三岳村和田および黒瀬）解散式挙行。 |
| 3-29 | 王滝村公共補償の残村再建事業のうち、現金支払額について協議。 |
| 4-4 | 仮締切ダム工事の実施について長野県知事に申請。 |
| 4-17 | 木曾川漁業組合は漁業権補償の促進方要請。 |
| 5-10 | 王滝村公共補償に関する覚書案および了解事項につき王滝村長と協議。 |
| 5-16 | 補償協定案、附属協定案および覚書案について王滝村と交渉。 |
| 5-17 | 同上につき三岳村と交渉。 |
| 5-22 | 鉾区禁止区域指定を土地調整委員会告示第11号で告示。 |
| 5-29 | 王滝村と公共補償に関する覚書について残村再建事業を追加することを協議。 |
| 6-11 | 公団から総裁、理事、えん堤所長など関係者が王滝村および三岳村各役場におもむき、総裁と王滝村長、三岳村長とが村対策委員全員立会いのもとで補償協定書、附属協定書および覚書に調印。 |
| 6-16 | 水没地、工事用地および残地につき両村の個人補償の精算払 総額5億6,471万8,000円に決定。 |
| 6-18 | <p>木曾川漁業権補償交渉。</p> <p>公団は800万円を提示、組合側は1億1,800万円を固執し、その後組合側は2,500万円に譲歩し、論争後事実上妥結。妥結額は1,100万円。</p> |
| 8-26 | 第17号台風による異常出水のため、午前7時仮締切りの一部流失。 |
| 9-11 | ロックフィルダム反対郡民大会が上松町駅前で開催、牧尾ダム建設 |

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|----------|---|
| | 絶対反対を申入れ、ダム建設についてはコンクリートダムとし、二子持に建設するよう要請があった。 |
| 10—17 | 仮締切の決壊によるダム地点下流町村に対する補償方針が決定し、関係各町村との補償交渉を開始。 |
| 10—25 | 木曾川漁業協同組合と漁業権補償につき調印。 |
| 34— 4— 2 | 上松町外下流6カ町村の牧尾ダム建設絶対反対問題につき、長野県知事の調停によって公団が下流6カ町村に1,000万円を支払うことになり、34.7.7これの支払を完了。 |
| 4—14 | 三岳村議会において、三岳村は牧尾ダムの直接下流村で、万一の場合には最大の被害をこうむる恐れがあることを理由に、牧尾ダム築造に対する反対を決議。 |
| 5—10 | 長野営林局と王滝営林署移転について協議。 |
| 7— 4 | 長野営林局に対し、王滝営林署の移転についてこれに伴う公団措置案を提出。 |
| 8— 4 | 木曾川下流8カ町村に対して牧尾ダム説明会を開催。牧尾ダムの安全性につき諸外国の例を引用して力説。 |
| 8— 7 | 三岳村議会に対し牧尾ダム設計変更説明会を開き、承認を受ける。 |
| 35— 3—20 | 王滝営林署の移転につき林野庁林政課長現地視察。 |
| 4— 1 | 王滝営林署の移転補償につき公団案を林野庁に提出。 総額は2,361万9,000円。 |
| 4—18 | 王滝営林署の移転補償につき、林野庁は補償要求提出。 総額は4,430万3,000円。 |
| 5—13 | 王滝営林署の移転について補償の基本問題に関して林野庁長官、農地局長および公団総裁の三者で了解事項成立。 |
| 7— 1 | 愛知用水事業に伴う王滝営林署の移転に関する協定を締結。 |
| 8—12 | 長野県と県道改修および付替工事の用地の引渡しに関する覚書に調印。 |
| 8—18 | 同上覚書に関する細目協定に調印。 |
| 8—19 | 王滝営林署移転に伴う宿舍などの移転に関する個人補償の協定および細目協議事項について双方の意見一致。 |
| 8—26 | 同上につき協定書に調印。 妥結額は173万6,000万円。 |

以上の補償経過によって牧尾ダムは建設されるに至ったが、土地および家屋その他の物件の買収によって移転した世帯は139世帯に及び、これの移住については第6章第3節に記載したとおりである。

事業の進展 (2)

用地取得および補償の実績を一覧表にして示すと表7-12のとおりである。

表7-12

用地取得および補償

(単位：円)

| 補償項目 | 主たる事項および数量 | 金額 |
|-------------|--|---------------|
| 水没用地 | 水没地189町歩、工事用地69町歩、買収面積263町歩、買収額47,600万円 | 1,386,810,765 |
| 工事用地 | 残地補償17町歩、建物移転15,577坪、補償額43,400万円 | |
| 残地 | 村外移住139世帯(長野県70、愛知県30、岐阜県29、その他10) 平均補償額 711万円 村内移住 47世帯 平均補償額 606万円 村外移住人口 707人 | |
| 特別謝金 | 309人(共有65を含む) | 120,851,806 |
| 管理補償 | 山林原野の面積 326町歩 | 8,941,146 |
| 早期着工感謝金 | 面積 85町歩 | 9,125,580 |
| 県道付替 | 延長 16km 面積 20町歩 | 37,399,292 |
| 林道付替 | 延長 9km 面積 9町歩 | 6,806,952 |
| 営林署移転 | 移転建物 45棟 1,025坪 | 28,500,000 |
| 王滝製材所移転 | 移転建物 15棟 530坪 | 22,000,000 |
| その他 | 水没県道の帯状介在地 3町歩、原石山予定地 6.5町歩、その他調査、測量送配電線の建柱架線に伴う立木伐採補償 | 12,625,178 |
| 残村再建事業負担金 | 村有林管理事業616町歩の植栽本数786,300本、牧野改良22町歩、団体助成3、道路(林道を含む)事業改良17,300m、新設10,500m、橋梁改修架設12カ所、耕地改良事業頭首工3カ所、水路新設11,000m(簡易水道を含む) | 250,000,000 |
| 迂回道路 | 641m、拡幅改修 | 15,000,000 |
| 道路水路 | 水没工事用地内道路(0.6~3.5m) 21,200m、水路(0.6~2.5m) 10,600m、暗きょ70カ所、橋梁12カ所 | 62,000,000 |
| 漁業権 | 木曾川漁業協同組合 1,100万円、恵那漁業協同組合 50万円 | 11,500,000 |
| 鉱業権 | 5鉱区に対する鉱業権の消滅、採取権の放棄、早期減区補償 | 9,840,729 |
| 台風7号による災害補償 | 被害面積48町歩、被害建物52棟727坪、被害河川工作物38カ所、被害範囲10カ市町村 | 21,000,000 |
| ロッフィルダム反対措置 | | 10,000,000 |
| 地這りによる災害措置 | | 2,492,427 |
| 計 | | 1,789,893,875 |

愛知池（東郷調整池） 用地買収と補償に関し、牧尾ダム地点について重要な
 地 点 のは愛知池地点である。それゆえ、これについての交渉
 経過の概要をつぎにのべることにする。

| 年 月 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|-------|--|
| 33— 6 | 公団は東郷調整池実施計画に伴う立入調査を、東郷村諸輪対策委員会に承認を要請。再三の要請、折衝の結果、地形縦横断測量工事の承認を得る。 |
| 9 | ボーリング試掘調査工事について、補償価格などを折衝承認のうえ、工事に着手するとともに地形測量および外周標高測量についても再三折衝。この結果、東郷、日進および三好各町村全域の立会い調査の承認を得る。 |
| 11 | 東郷村および三好町地内の地上物件調査についても立会い調査を開始。 |
| 34— 1 | 公団総裁、東郷村役場にて村長および対策委員会などに調整池建設について、公団の計画方針を説明して協力を要請。 |
| 2 | 日進町地内の地上物件について、立会い調査を開始。 |
| 3 | (1) 公団総裁が日進町米野木薬師寺にて、同町対策委員および地元民などに調整池建設について公団の計画と方針を説明して協力を要請。 (2) 米野木対策委員会は、米野木字柿の木前の用水路計画を、サイホン・暗きよに計画変更されたい旨陳情。これに対し、技術的に計画変更する理由がないこと、また、工事費も増加するためアメリカの技術的な指示もあって変更は困難であると回答。地元側はこの回答に、地元要望を善処できなければ、今後の公団事業に協力をしかねる旨強く要望。 |
| 4 | (1) 用地などの買収補償について、公団価格などを東郷村および諸輪対策委員会に提出。 (イ) 買収価格 田 (10a) 30万円、畑 (10a) 18万円、山林原野 (10a) 4万5,000円 (ロ) 地上物件 (ハ) 経営損失補償 (ニ) 準移転者の取扱 (ホ) 替地の問題 (ヘ) 公共補償 (2) 諸輪対策委員会は地元案の補償要求額などを公団に要求。 (イ) 買収価格 田 (10a) 180万円、畑 (10a) 108万円、山林 (10a) 45万円 (ロ) 公共補償 |

事業の進展 (2)

| 年 月 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|-------|---|
| 34— 4 | (イ) 精神補償 (ニ) 通路河川改修 (ホ) 水没者補償 (ヘ) 生活補償 (ト) 天恵補償 |
| | 以上の総額13億円にのぼる要求内容を明示。 |
| 6 | (1) 公団理事および公団水路第2事業所長は連日東郷村および諸輪対策委員会に対し、買収補償について折衝したが、公団価格を不満として進展せず。なお、調整池用地の価格アップをすることは、知多郡の先端まで水路用地の買収補償に影響する可能性があるから、これ以上の歩みよりの意志がないことを強調し折衝したが、公団提示額を不満として交渉決裂。 |
| 7 | (2) 公団は諸輪対策委員会と協議の結果、公団の買収補償額に限度があるので愛知県に調停を依頼。 |
| 9 | 公団は愛知県、東郷村および諸輪対策委員会に調停買収補償価格を提示。 |
| 9 | 公団は日進町および米野木対策委員会に、公団が愛知県に調停を依頼した主旨を説明し今後の協力を要請。 |
| 10 | 公団は愛知県、東郷村および諸輪対策委員会と連日交渉の結果、 (1) 買収価格 田 (10a) 42万9,000円、畑 (10a) 31万2,000円、山林 (10a) 12万9,900円 (2) 見舞金 (3) 経営損失補償 (4) 立毛補償 (5) 永年作物補償 (6) 建物、工作物補償 (7) 町村協力費 (8) 公共補償費 |
| | 以上を含めた基本線と県が別途調整金を支出することで了解。三好町および日進町についても同じく解決。 |
| 11 | 愛知県は東郷、日進および三好各町村長に対し調整金総額6,300万円を明示し妥結。 |
| 12 | (1) 東郷村および三好町関係者の調印支払を開始。日進町調印式を東小学校で行なったところ、30名の未調印者が出たが調印者に対しては支払う。 (2) 鍬入式挙行。 |

| 年 月 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|-------|---|
| 35— 1 | 公団の調整池事業所開設。 |
| 4 | 定礎式挙行。 |
| 11 | 日進町の未調印者に対しては連日交渉、鋭意妥結に努力したが、その |
| | 内6名は代替地、永年作物の育成費、生活補償等特殊事情に伴う個々の問題を解決しないかぎり調印を拒否し、交渉は決裂。 |
| | 公団収用手続（細目公告）を愛知県に提出。 |
| | 未調印者6名は結束して第三者に交渉代理権の委任状を提出したので連日交渉。 |
| 36— 1 | 未調印者6名は本所において徹夜交渉の結果、妥結調印。 |
| 8 | 地元関係町村の公共補償の要望について、愛知県と公団が協議のうえ |
| | 措置を回答。地元公共補償要望内容は、県市町村道の付替・新設・拡幅・舗装、橋梁新設・改修、河川の改修・護岸、休憩所新設、治安施設、衛生施設、運動場整地、団地開墾、養漁権と水利権、減収町村税、工場誘致事業、消防ポンプ購入、遺跡保存および不用地処分など総件数60件。 |
| | このような要求のうちとくに地元側の要望の強かった公民館建設、屋内運動場建設、道路建設（東郷・日進町）、観音遺跡建立などを金銭（総額3,600万円）で補償することで解決し妥結。 |
| | 八王子山土取場用地については、交渉当初より土代をもって処理する要望が出ていたが、公団としては一般地同様で買収し、その後には処分する方針で地元と折衝を続けた結果、方針を変更して公団に登記を行わずにそのままの状態を旧所有者に売り渡すこととなり、売り渡し価格も開墾地なみとすることとして精算未払金で妥結するに至った。 |
| 37— 3 | 調整池事業所を廃止。 |

三好池 三好池の着工は昭和32年11月5日で、公団設立以来、最初の工事であったため、関係機関、報道関係から非常に注目を集めた。この着工にこぎつけるため、当時用地交渉は水路事業所用地課が中心となり、本所用地部と連絡を保ちつつ、現地交渉は水路事業所第六支所長がもっぱらこれに当たった。当時の用地買収価格は公団として補償基準が未だ確立していなかった関係もあり、固定資産税評価額に5カ年の所得をプラスした額で、いちおう概算払形式を採り、殊に地元関係者に対しては、正規の売買価格を決めず概算額の8割を支払って関係者全員の着工承諾を得たものであ

事業の進展 (2)

る。なお、関係者に対しては、売買価格の決定は近傍類似の価格が確定次第公平公正な価格を決定して精算することを約しており、これが精算は35年12月21日、東郷調整池妥結額と三好支線妥結額の間価格で各地目別価格を協定した。

地元との交渉経過はつぎのとおりである。

| 年 月 日 | 交 渉 経 過 の 概 要 |
|----------|---|
| 32-11-22 | 旧曲り池に関する要望書(曲り池委員・区長→総裁) (1) 旧曲り池掛りは無負担でかんがいできること。 (2) 区画整理を地元希望通り施行のこと。無償。 (3) 水洗分線悪水処理につき早急に改善のこと。 (4) 公共補償は、関係部落民の意向に応ずること。 |
| 35- 1-20 | 用地補償精算について(三好町長→総裁) (1) 東郷池が着手されたこと。 (2) 精算の時期がきていること。 |
| 36- 2-24 | 特別謝金支払 協力に対し、精算用地費2,681万6,000円の4%相当額として。 |
| 5- 2 | 施設管理規程に関する意見書提出(三好町長→総裁) (1) 開墾道路につき可能な限り市町村に移管、その管理経費が農民にかからないよう。(緑ヶ丘) (2) 三好池は他の一般補助ため池と異なり、旧受益地に残存する権利の問題を解決されたい。 (イ) ダムの主要施設が公団買収地域外に築造されていること。 (ロ) 旧受益地に旧来の権利が残存すること。 (ハ) 周年かんがいとしての新しい農業振興に努力されたいこと。 |
| 5- 4 | 意見提出(三好上区長、新屋区長→総裁) (1) 三好池に残存する既得権は永年無負担で使用かんがいできること。右は、工事着手前に公団と公約されたことであること。 |
| 5-20 | 意見書回答(総裁→三好町長) (1) 開墾道路等は御意見どおり市町村移管にするようにしたい。 (2) 既得水利権については、別途御協議の上善処したい。 意見書回答(総裁→三好上・新屋両区長) (1) 既得水利権について、別途御協議の上善処したい。 |

幹・支線 幹線水路および支線水路の用地幅の決定および買収と権利
水 路 設定の区分は、開水路・暗きよ・トンネル・サイホン・水路
橋・堤防その他の構造物上の水路・仮設用地・土捨場および土取場ならびに
工事用道路などごとに決定することを原則とする。ただし、地形・土地の状
況により、工事施工上および維持管理上必要と認められる場合は実情に即し
て決定する。

なお、用地幅とは、純用地幅（設計上必要な幅員）に維持管理上必要と認め
られる最小限度の余裕幅を加えたもので、公団が所有権を取得し、もしくは
所有権以外の権利を設定する範囲であって、一時的に踏み荒した土地はこれ
に含まない。

1 開水路

(1) 開水路の敷幅およそ2 m以上の場合は、両側とも約30cmの余裕幅をみ
て買収する。

ただし、地形により50cmまで買収することができる。

(2) 開水路の敷幅 およそ2 m以下の場合はのり先まで買収を原則とす
る。

(3) 傾斜地で切土5 m以上に及ぶ場合は、原則として余裕幅1 mまで買
収する。

(4) 支線の末端水路で幅員が著しく狭小な場合においても買収を原則とす
るが、実情により買収に代えて地上権を設定することができる。

2 暗きよ

暗きよの直上部から両側1 mの余裕幅をみて地上権を設定することを原則
とするが構造物の維持管理上必要がある場合は、買収することができる。

3 トンネル

(1) トンネルの出入口は、設定上必要な面積および周囲の余裕幅1～2 m
まで買収できる。

(2) トンネルの土かむりの部分については、使用承諾を得るものとする。

事業の進展 (2)

ただし、工事施工上または、維持管理上必要があると認める場合は、その部分について地上権を設定することができる。

4 サイホン

- (1) 原則としてサイホンの直上部分と両側 1 m の余裕幅をみて買収する。
- (2) 買収困難な場合においては、買収に代え地上権の設定を行なう。
- (3) サイホンの地上部に特別の構造物を設置する場合は、構造物の周囲 1 m まで買収するか、もしくは前号の権利設定を行なう。

5 水路橋

- (1) 水路橋の出入口については、トンネルの出入口に準じて買収する。
- (2) 橋脚または地上構造物については、その部分と周囲 1 m まで買収する。

6 堤体その他構造物上の水路

- (1) 所有者または、管理者の承認を得る。
- (2) 相互の施設の維持管理上必要な契約を締結する。

7 仮設用地、土捨場および土取場

これについては、工事施工上必要最少限度の範囲内で賃借権の設定を行なうことを原則とする。

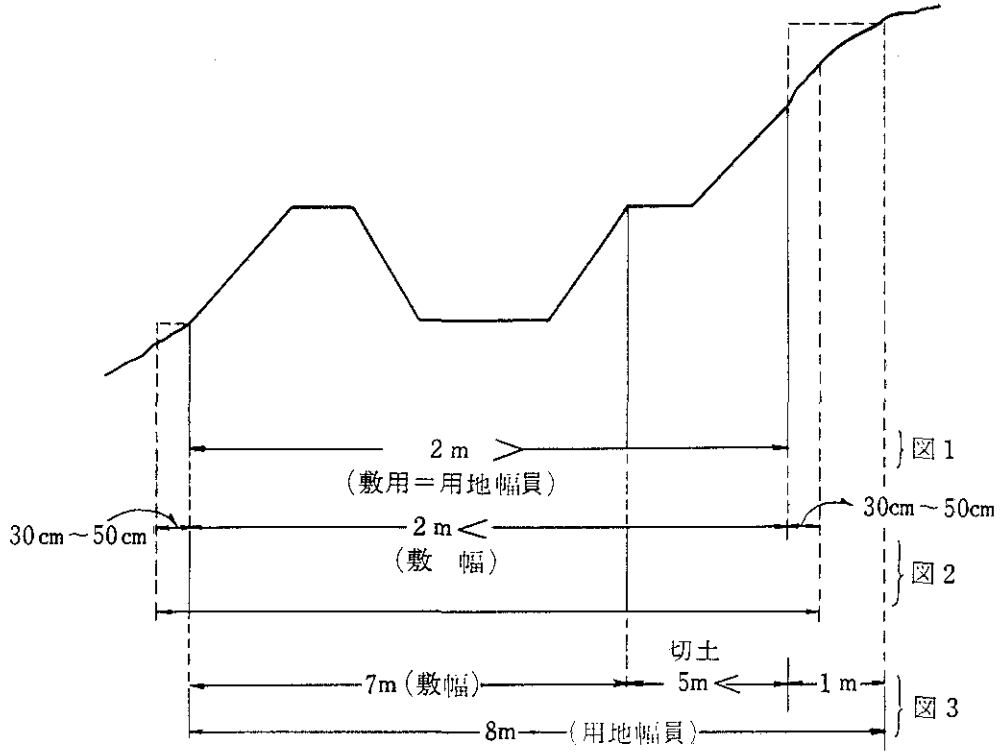
ただし、返還に際し原形復旧を行なうか行なわないかなどの契約を明確にする。

8 工事用道路

賃借権の設定を原則とするが実情によって買収することができる。

図7-1

開水路



標準

水路敷幅

2 m以下 = 2 m以下

☒ 1

2 m以上 < 2.60 ~ 3.00 m

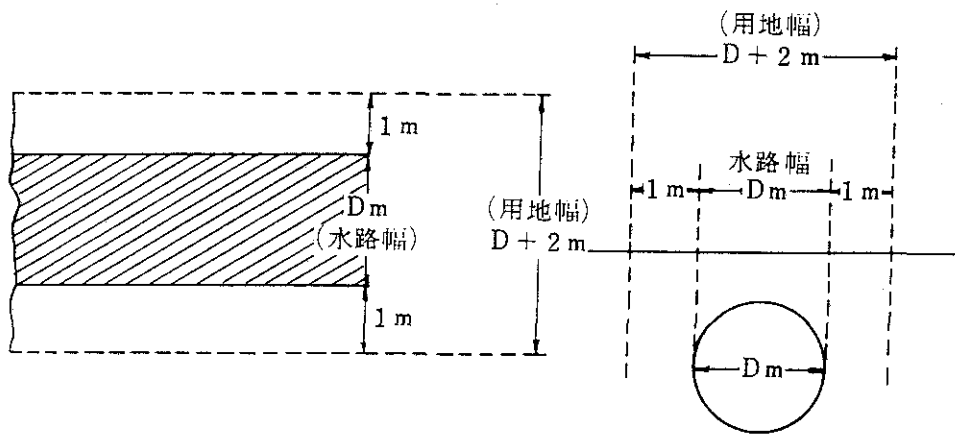
☒ 2

切土 5 m以上 < 水路敷幅 + 1 ~ 2 m

☒ 3

図7-2

暗きょ



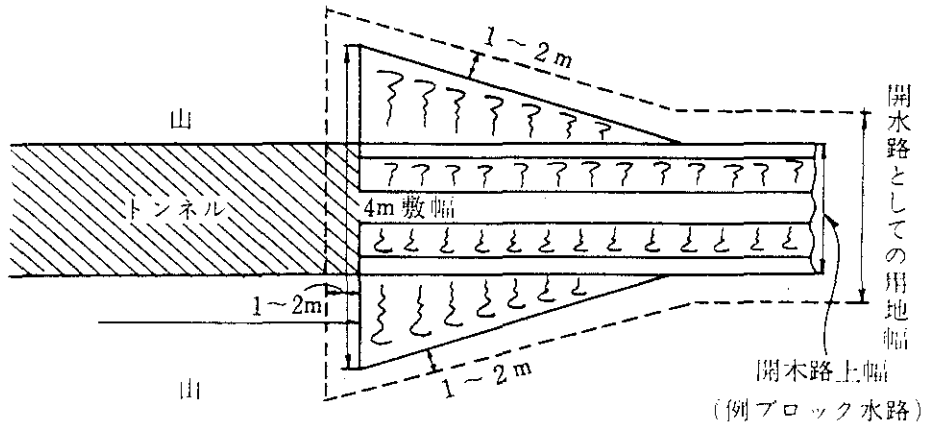
標準

- (1) D = 暗きょの外径。
- (2) 余裕幅はDが2 m以上の場合に限る。
ただし、余裕幅は2 mを最大として適宜減少することができる。
- (3) Dが2 m以下の場合原則として用地幅と水路幅と同一とする。

事業の進展 (2)

図7-3

トンネル

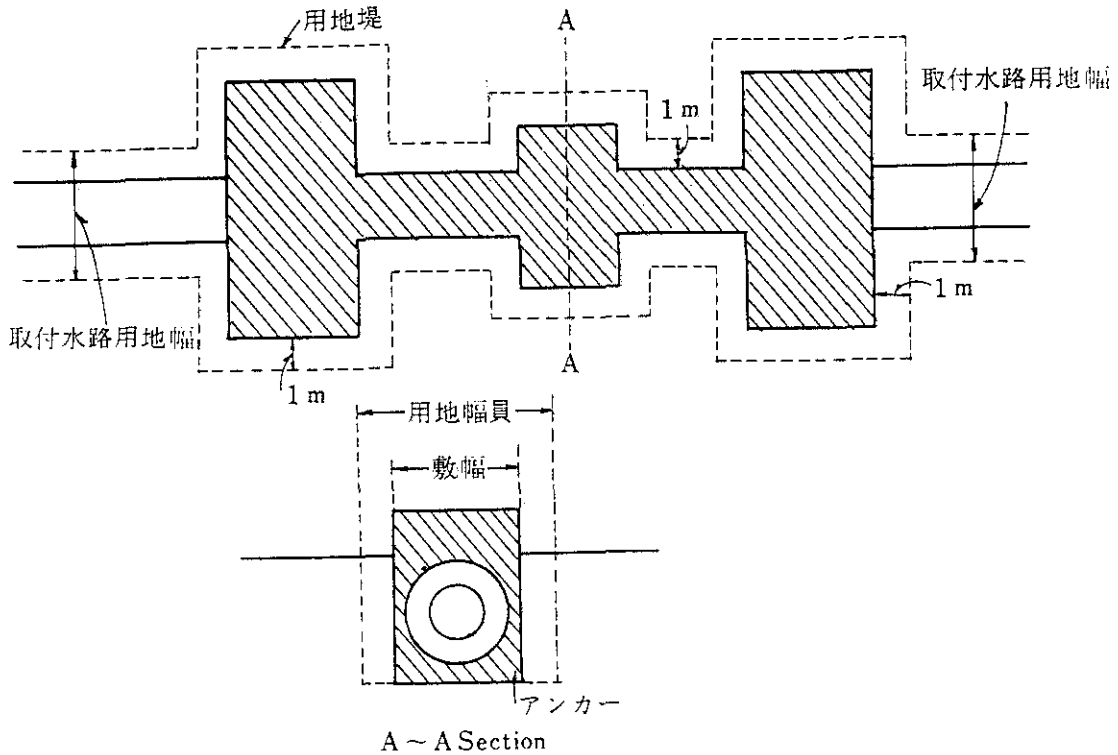


標準

- (1) トンネル外幅 2 m 以上の場合に適用する。
- (2) トンネル外幅 2 m 以下の場合、余裕幅は取らないことを原則とする。
- (3) 切土については、開きよに準ずる。
- (4) 余裕幅は最大を示しているので適宜減少することができる。

図7-4

サイホン



標準

- (1) 水路幅 2 m 以下の場合には適用しない。
- (2) 余裕幅は最大を示しているので適宜減少することができる。

第5節 大型機械の輸入

導入の経過

愛知用水事業の施工に大型機械が取り入れられたのは、農林省が米国の新しい高性能の輸入機械を用いる機械化施工法を導入することによって、建設に要する期間と費用を節約し、そのうえ今後日本の技術の進歩にも寄与すると判断したからである。そして28・29年にP.C.I.に依頼した調査計画の審査および予備設計において大型機械による機械化施工法も加え、P.C.I.の検討を要望した。(前に述べたようにこの予備設計は、世銀借款を前提として契約されたもので、P.C.I.において作成された報告書は、世銀に提出できる内容を有するものであることが条件となっていた。)

また、世銀農業開発調査団の来日があり、その報告書が日本側に手交された際のメモランダムではつぎのように述べられている。「日本では従来あまり利用されていなかったようなタイプの高性能の輸入建設機械を使用すれば、建設に要する期間と費用が節約されるであろう。また、日本としては建設工事に不慣れの機械を使用するためには、経験に富むコンサルタントにたのむ方が有利であろうと思う。設計と技術サービスのほかにダムや幹線水路の請負工事のため、もっとも斬新な型の建設機械の使用に経験のある請負業者の援助を動員することが必要であると考えられる。」と。なお、農林大臣河野一郎と世銀極東部長ドールとの間における覚書においても、つぎのように記されている。「ダムサイトの地質調査および所要機械の輸入については、エンジニアリング ファームと契約を締結し、当該エンジニアリング ファームの監督の下にダムおよび幹線の最終設計を促進すること。」と。このように、愛知用水事業における輸入大型機械の導入は世銀においても認められることとなった。

技術援助 前に述べたとおり、愛知用水建設事業における大型高性能と借款 機械の導入は、農林省の計画とおりに進められ、公団設立後、昭和31年5月4日、エリックフロアー社(E.F.A.)との間に技術援助に関

3 表7-14 に掲げる機種および台数の 輸入の可否については、通産省および農林省が協議のうえ決定するが、工事の実態および工事期間に支障のない限り、国産機械を使用するものとする。

表7-14 輸 入 機 械 (未決定分) (単位：ドル)

| 機 種 | 規 格 | 数 量 | 単価 CIF | 価 格 |
|-----------|---------|-----|--------|---------|
| ボーリングマシン | E X | 8 | 2,000 | 16,000 |
| グラウト装置 | 2lg/min | 2 | 9,600 | 19,200 |
| コンクリートポンプ | 25CY/hr | 2 | 14,600 | 29,200 |
| マッキングマシン | | 3 | 55,000 | 165,000 |
| 計 | | 15 | | 229,400 |

なお両者協議のうえ輸入することに決定した 機械については、表7-13 の

表7-15 輸入機械計画 (単位：ドル)

| 区 分 | 外 貨(CIF) |
|-----------|-----------|
| え ん 堤 | 2,615,000 |
| 幹 線 水 路 | 1,135,000 |
| 補 助 た め 池 | 466,000 |
| 支 線 水 路 | — |
| 開 墾 | 183,000 |
| 計 | 4,399,000 |

「部品および予備費」のうちからその所要外貨を支弁するものとする。

この二省覚書に基づき世銀と折衝の結果、世銀との間に表7-15 のとおり輸入機械購入費などとして439万9,000ドルの借款が成立した。

機械の購入・ 輸入機械は現場に到着して作業を行なうまでには発注後相
使用と効果 当の日数を必要とするので、工事の工程表により 表7-16 の
とおり機械の必要時期、台数を立案して購入した。

なお 表7-16 でコンクリートポンプ (全部) ・グラウト孔用 ボーリング機
械 (全部) ・グラウトポンプ (2台) については、秋葉ダム・宮川ダムなど
において使用されている国産機械について十分調査のうえ、後日関係者にお
いて国産と決定した。(表7-16のうち※印分)

輸入機械の購入方法は、国際一般競争入札とし、表7-17 に示す機械を一

事業の進展 (2)

表7-16

輸入機械購入計画

(単位：ドル)

| 機 械 名 | 規 格 | 単価CIF | 堰堤工事 | | 幹線水路工事 | | 補助ため池工事 | | 開墾工事 | |
|--------------|----------|---------|------|-----------|--------|-----------|---------|---------|------|---------|
| | | | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 | 数量 | 価 格 |
| パワーショベル | 3CY | 130,000 | 5 | 650,000 | | | | | | |
| クレーンブーム | 3CY | 11,500 | 2 | 23,000 | | | | | | |
| ドラッグラインバケット | 3CY | 4,750 | 1 | 4,750 | | | | | | |
| クラムシェルバケット | 3CY | 6,500 | 1 | 6,500 | | | | | | |
| モータースクレーパー | 12CY | 45,200 | 7 | 316,400 | 7 | 316,400 | 6 | 271,200 | | |
| ブルドーザー | 20 ㌦ | 36,900 | 10 | 369,000 | 12 | 442,800 | 2 | 73,800 | 3 | 110,700 |
| ダンプトラック | 22 ㌦ | 48,000 | 16 | 768,000 | | | | | | |
| 自走式コンパクター | 16 ㌦ | 30,600 | 1 | 30,600 | | | | | | |
| タイヤローラー | 50 ㌦ | 14,700 | 1 | 14,700 | | | | | | |
| ※ボーリングマシン | | 2,000 | 8 | 16,000 | | | | | | |
| モニター | 500g/min | 3,000 | 4 | 12,000 | | | | | | |
| コンクリートポンプ | 55~65CY | 47,500 | 2 | 95,000 | | | | | | |
| グラウト装置 | 21g/m | 9,600 | 5 | 48,000 | | | | | | |
| キャリオールスクレーパー | 12CY | 14,000 | | | 6 | 84,000 | | | | |
| 自動式タイヤローラー | 25 ㌦ | 13,800 | | | 4 | 55,200 | 3 | 41,400 | | |
| ※コンクリートポンプ | 25CY | 14,600 | | | 2 | 29,200 | | | | |
| プラウハロウ | | 13,500 | | | | | | | 3 | 40,500 |
| 小 計 | | | | 2,353,950 | | 927,600 | | 386,400 | | 151,200 |
| 部 品 | | | 10% | 235,400 | 20% | 195,400 | 20% | 75,000 | ※ | 30,800 |
| 検 査 旅 費 | | | 1% | 25,650 | 1% | 12,000 | 1% | 4,600 | | 1,000 |
| 合 計 | | | | 2,615,000 | | 1,135,000 | | 466,000 | | 183,000 |

括購入とした。

モーター購入をキャンセルした理由は、ダムの不透水センターコアの体積の減、したがってロック量が少なくてすむこと、またロックフィルのスルージンを必要としなくなったためである。

牧尾ダムおよび補助ため池においてはおもにパワーショベル、ダンプトラック、ブルドーザーおよびモータースクレーパーが用いられ、施工機械の機種別台数などは現場の特性により勘案し、ショベル3台、ダンプトラック16

表7-17

機械購入決定分

(単位:円)

| 組名 | 機械名 | 規格 | 台数 | 製造者 | 入札者 | 購入金額 |
|-----|---------------|---------------|----|---------------------|-----------|---------------|
| 第1組 | パワーショベル | 3CY | 3 | ハーニッシュフィガー | 日商 | 138,681,665 |
| | クレーンブーム | | 2 | 〃 | | 7,755,702 |
| | ドラグラインバケット | | 1 | 〃 | | 2,231,803 |
| | クラムシェルバケット | | 1 | 〃 | | 2,139,725 |
| 第2組 | ダンプホーラー | 22 F | 16 | ル・ターナウェスティング ハウス | 第一物産 | 225,547,739 |
| 第3組 | クローラータイプトラクター | 20 F | 24 | アリスチャルマー | 日商 | 338,490,761 |
| | アングルドーザー | | 9 | 〃 | | 13,289,203 |
| | レーキドーザー | | 4 | 〃 | | 4,041,092 |
| | プッシャーブロック | | 7 | 〃 | | 1,121,199 |
| | リッパ | | 3 | 〃 | 5,120,122 | |
| | キャリオールスクレーパー | 12CY | 6 | ル・ターナウェスティング ハウス | 第一物産 | 34,614,702 |
| 第4組 | モータースクレーパー | 12CY | 20 | ユークリットグレートブリ テン | 極東貿易 | 267,221,574 |
| 第5組 | 自走式タイヤローラ | 25 F | 1 | ショベルサプライ | 高千穂交易 | 6,293,892 |
| 第6組 | グラウトポンプ | 21g/m | 3 | ガードナーデンパー | 浅野物産 | 2,962,587 |
| | サンプポンプ | 88水頭高 | 6 | | | 1,551,546 |
| | エアモーター | 3.3HP | 6 | | | 2,474,065 |
| 第7組 | モニター | | 2 | チクサンカンパー | 東京貿易 | (キャンセル) |
| 合計 | | | | | | 1,054,537,377 |

台、ブルドーザー10台、モータースクレーパー7台が使われた。

幹線水路では水路掘削には輸入機械が大型であるため、上流部の断面の大きい箇所には制限された。ブルドーザー・モータースクレーパー・キャリオールスクレーパー各2台平均、また使用時間各々約1,000時間の稼動であった。おもな使用場所は城東開水路・上野サイホンなどである。

このような使用状況であるが、大型機械はダムなどのように1カ所にプールして多量の土量を動かす場合において効率のよい稼動ができるし、また能

事業の進展 (2)



牧尾ダム工事で活躍すパワーショベル（上）とダンプホーラー（下）

力を最大限に発揮できるものである。

これら輸入機械が愛知用水建設に果たした役割は大きく、建設工事および費用の節約にはもちろん、日本最初の総合開発事業である愛知用水の完成に大きな貢献をするとともに、日本の近代土木工事施工法を変える大きな要因となった。

第6節 技術援助協定期間の延長

期間の延長

技術援助協定は昭和31年5月4日締結され、それによると契約期間の終期は35年5月15日となっているが、後記の理由により、この期間を36年12月31日まで延長することが適当であるとの結論に達した。この結果、35年4月5日、「技術援助協定の一部を変更する協定

書」を公団総裁浜口雄彦と E.F.A. 社長シュニッツ (Jack L. Schnitz) (フロアは前年死去) 両者の間で正式調印が行なわれ、協定書の一部をつぎのように変更した。

1 第4条中「作業開始通知書を受け取った日から4箇年以内に」を「昭和36年(1961)12月31日までに」に改める。

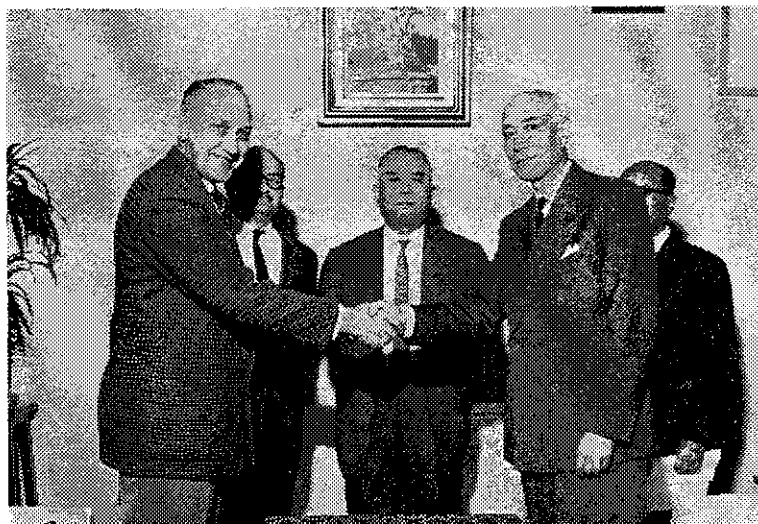
2 第5条中「本契約第4条に規定した4箇年以内に完了し」を「本契約第4条に規定した期限内に完了し」に改める。

3 附属書Cの2中「じ後本契約の終了まで月2,000ドル」を「じ後昭和36年3月31日まで月2,000ドル、昭和36年4月1日から昭和36年12月31日までの期間については月1,500ドル」に改める。

しかし、本契約の効力を発生するには日本政府の認可を必要とするので、4月6日、技術援助協定変更認可申請書を大蔵・農林両大臣あて提出し、35年4月19日をもって認可をうけた。

〔E.F.A. の技術援助期間延長を必要とする理由〕

(1) 牧尾ダム工事 この工事ではわが国においてもきわめて例の少ない、のりこう配が直角に近い余水吐の薄いコンクリート擁壁を、グナイトおよびロックボルトを用いての施工ならびに仮排水トンネル内に設置されるバタフライバルブ(減圧装置)およびハウエルバンガールブ(流量調節)使用の取水装置の施工が行なわれ、ロックフィル型式のダム本堤が工事を継続しており、グラウト基礎処理の指導を必要とする。



技術援助協定の延長協定締結

事業の進捗 (2)

(2) 幹線水路工事 幹線水路においては主要施設としてサイホン・トンネル・開水路・暗きょ・水路橋・チェックゲート・放水工など一連の構造物が継続施工されているが、とくにわが国においては、その例をみない高水圧で長大なコンクリートサイホン(高蔵寺高水圧サイホン出入口および矢田川サイホン)の現場打の全断面工法と継手の漏水止工法、および急斜地に設置される現場打フルーム工法の実施ならびに基礎処理について、わが国では経験がなく高度の技術を要するうえ、開水路については未経験な膨脹性粘土地帯のアースライニングの施工ならびにチェックゲート建造などがあり、これらについての指導を必要とする。

(3) 東郷調整池ダム工事 わが国においてもはじめての例である岩盤の出ない透水性基礎(砂礫と粘土の互層)上に築堤するアースダムの大規模機械による締固めの高速度化ならびに経験の少ない減圧井戸、ダム内観測装置の施工および土砂の中に設置される圧力トンネルの施工などの指導を必要とする。

このようにして、技術援助協定の期間延長が成立したので
業務の完了

あるが、その後 E.F.A. の役務提供は順調な進展をみせ、契約終期である36年12月31日以前に完了の見通しがつくに至った。そこで、36年11月14日公団理事長成田努と E.F.A. 役員名古屋駐在主任技師 リブナー (Harry R. Libner) (E.F.A. シュニッツ社長の代理人) との間に「技術援助協定に基づく役務の完了についての協定書」が調印された。これにより契約期間は1ヵ月短縮され、36年11月30日が終期となり、ここに技術援助協定は全役務の完全履行をもって終了することとなった。

この間、支出総額は米貨144万3,420.59ドル、円貨701万8,180円で、いずれも契約限度額を下回っていた。

いま本契約の履行状況をふりかえってみると、E.F.A. 職員の技術および自分の職務に対する態度は実に徹底しており、いかなる場合でも自分が技術組織の中の一員であるという自覚は忘れなかった。それゆえ、かれらの専門

技術者としての自覚、したがって自分の担当する職分に対する厳格さ、忠実さ、責任感および時間の厳守などは学ぶべき点と思われる。もっとも国情や考え方の相違、あるいは言葉の不自由さなどからくるトラブルもなかったわけではないが、先進の海外技術との提携は技術面のみでなく日本人技術者のいわゆる体質改善にも少なからず役立ったことは確かである。

参考のために E.F.A. が公団に対し要求した調査・設計・施工に関する基本的な見解を示すとつぎのとおりである。

1 測量、調査、路線の選定

(1) 幹線水路予定路線の地質調査（オーガー、ボーリング）を約500m間隔で実施したこと。

(2) トンネルは予定の計画高までボーリングをして地質図を作成したこと。

(3) 地下水位の調査を行なったこと。

(4) 路線の選定は取水口から末端に至るまで、同一人による選定を必要とする見地から、ヘール (Charles S. Hale) が取水口から末端までデヴィッドソン (Arthur W. Davidson) を助手として、詳細調査のうえスケッチをとったこと。

(5) 概算工期を仮定して経済的見地より路線を選定したこと。

(6) 開水路はできるだけゆるいこう配とし、構造物に水頭をとるよう選んだこと。

(7) 以上は主として5,000分の1平面図を基礎としたこと。

2 設計 設計に当たっては、予備設計（レイアウト）、基本設計、工事設計の3段階をふんだ。

(1) 予備設計 (Preliminary Design)

① 路線選定の際の5,000分の1の図面と一部実測を行なって予備設計をしたこと。この際、水理設計の使用公式は、マンニングの式に粗度係数 n を決定するとともに、水路の断面およびトンネルの断面の基本を決定したこ

事業の進展 (2)

と。

② トランジションの損失水頭の係数と長さを決定したこと。

③ 水位調節による取水方法を採用したこと。

④ 水路への降雨流入方式を決定するとともに、余水吐および放水路の方式を決定したこと。

(2) 基本設計 (Final Design)

① 基本設計をするために、一般は500分の1、構造物は200分の1または100分の1の平面図を作成したこと。

② 縦断図は1,000分の1としたこと。

③ 平面図と縦断図とを同一図面内に入れる P & P (Plan and Profile) なる設計図を作成したこと。

④ 設計を水理設計と構造設計に分け、上流より水理設計を始めたこと。

⑤ 排水設計の基準を決定したほか、水圧・土圧を基準化したこと。

⑥ 応力計算の使用方法をモーメント分配法 (Moment distribution) に統一したが、応力計算に当たってはチェックシステムを重要視したこと。

⑦ 規格品の材料を使用するに当たっては、とくにその仕様につき厳重であったこと。

(3) 工事設計 (Construction Drawing)

① 基本設計により工事設計を事業所が作成すること。

② E.F.A. は2回検算のうえ、仕様書とともに公団に提出し、公団の承認を得て決定すること。

③ 単価の分析を行ない予定価格を決定のうえ請負に付したこと。

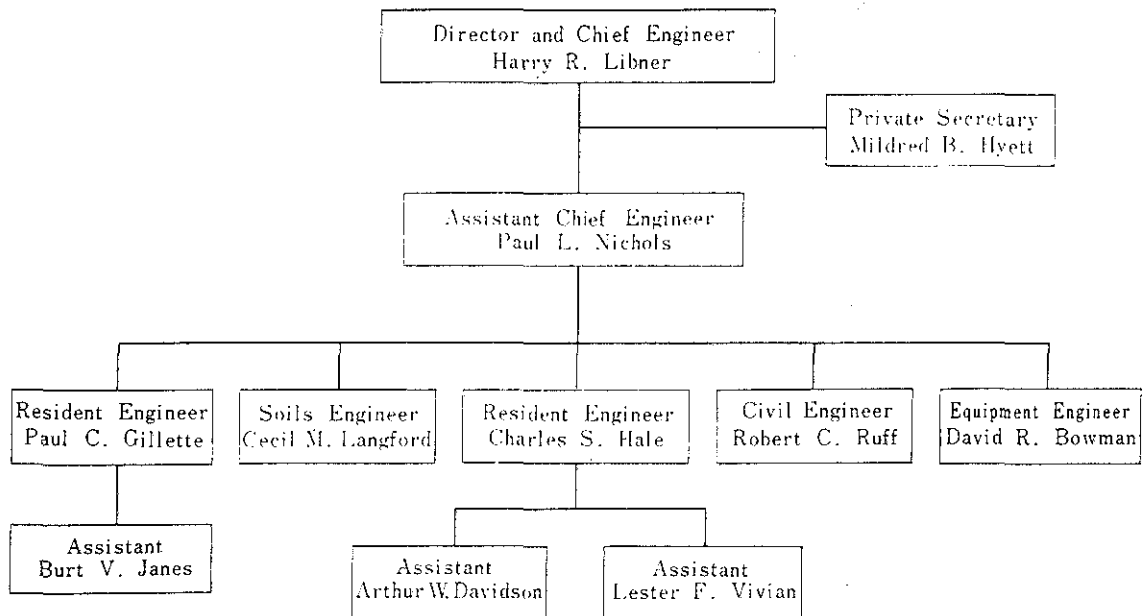
④ 請負よりの単価を分析評価すること。

3 施工監督

(1) 監督者は図面および仕様書に記入してあることを施工する権限のみで設計変更する権限はもたないこと。

(2) 地方的事情による変更は原則として認めない方針を樹立したこと。

(昭和35年4月1日現在)



付2 リブナー書簡

名古屋に駐在した E.F.A. 役員兼主任技師リブナーが愛知用水事業の完成に当たり E.F.A. を代表して昭和36年9月30日、公団総裁あてに祝意を表してきた書簡の一部を示すとつぎのとおりである。

「牧尾ダム・調整池ダム・幹線水路の設計施工において採用された数々の技術は、おそらく貴国における最初かつ最新のものであると考えますが、これらの新技術は今後の貴国の農業土木技術上に、多くの貢献をすることであろうと信じます。

幹線水路の通る地域は、起伏に富んだ複雑な地形であったため、おびただしい数のトンネル・サイホン・チェック・余水吐・橋その他何千という排水構造物を必要としたのでありますが、この点では世界でも類例のない特異かつ複雑なかんがい用大幹線であるといえます。

また本事業の要（かなめ）となる主要水源としての牧尾ダムは、ダムサイト近傍の築堤材料を最大限に有効に利用したロックフィルダムとして、すぐれた典型であります。さらに調整池ダムにおいて採用された近代的な機械化

事業の進展 (2)

施工も、このやり方が、日本のような好ましくない気象条件のもとでも十分に適用できることを示した好例というべきであり、このダム completion は、貴国におけるアースダムの建設史に貴重かつ重要な 1 ページを加えることでありましょう。

私がここでとくに申上げておかねばならないと思うことは、困難な用地買収、複雑な地形、悪天候、さまざまの人為的障害、不慣れな新しいやり方の採用など、技術的ならびに技術外のきわめて多くの難関に直面しながら、これらを見事に排除し克服して、この大事業をかくも短期間になし遂げたという注目すべき事実であります。この事実の前に私たちは深甚の敬意をささげてやみません。

愛知用水におけるあらゆる意味での先駆者的な成功は、今後引き続いて日本において実施されるであろうこの種の事業にとって、もっとも信頼すべき指針とも道標ともなるであろうことを確信してやみません。

私たち E.F.A. の技術者一同は、過去 5 カ年余にわたり貴下ならびに公団技術者の各位と協力して、この輝やかなしい意義をもった愛知用水事業の設計施工に従事し得たことに、深い誇りと喜びを感じております。」